

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月4日

【発行者名】 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡村 進

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】 佐井 経堂

【電話番号】 03-5293-3667

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 U B S 中国株式ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 上限 1兆円

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

UBS中国株式ファンド

(以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

### (4) 【発行（売出）価格】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

ただし、「分配金再投資コース」において、収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額 については、後記「(8) 申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する販売会社もしくは委託会社までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

### (5) 【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合の手数は無手数料とします。

また償還乗換えの場合は、償還金額の範囲内で取得する金額について無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社または後記照会先にお問い合わせ下さい。

### (6) 【申込単位】

10万円以上1円単位または10万口以上1口単位（当初1口当たり1円）を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは販売会社または後記照会先にお問い合わせ下さい。

### (7) 【申込期間】

平成23年2月5日から平成23年8月8日まで

ただし、香港取引決済所の休業日またはシンガポールの銀行休業日（以下、「香港またはシンガポールの休業日」といいます。）と同日の場合はお申込みを受付けません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

### (8) 【申込取扱場所】

後記照会先にお問い合わせ下さい。

### (9) 【払込期日】

買付申込者は、販売会社の指定する期日までにお申込金額（買付申込受付日の翌営業日の基準価額に買付申込口数を乗じて得た額。以下同じ。）に、申込手数料を加えた額をお申込みの販売会社にお支払いください。

発行価額の総額は、各追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振込まれます。

### (10) 【払込取扱場所】

お申込金額は、前記「(8) 申込取扱場所」に記載する販売会社へお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。  
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

当ファンドの受益権の買付申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、買付申込を行うものとします。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」を利用する場合、買付申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。(以下同じ。)

お申込みは、原則として毎営業日の午後3時までを当日の受付分とします。ただし、香港またはシンガポールの休業日と同日の場合は、お申込みを受付けません。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は買付申込を中止すること、およびすでに受付けた買付申込を取消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

[照会先]

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

「UBS中国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標とします。

###### 信託金限度額

3,000億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### ファンドの基本的性格

###### <商品分類>

ファンドは、社団法人 投資信託協会が定める商品分類のうち、追加型 / 海外 / 株式に属します。以下、同協会の定める商品分類および属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

###### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	<b>株式</b>
<b>追加型</b>	<b>海外</b>	債券 不動産投信 その他資産
	内外	( ) 資産複合

###### 商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の趣旨の記載があるもの	
海外	組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とするもの
株式	組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とするもの

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	<b>年1回</b>	グローバル	ファミリーファンド	あり ( )
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	<b>アジア</b>	<b>ファンド・オブ・ファンズ</b>	<b>なし</b>
<b>その他資産 (投資信託証券 (株式一般))</b>	日々	オセアニア		
	その他 ( )	中南米		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

当ファンドはファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

## 属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の趣旨の記載があるもの	
その他資産（投資信託証券（株式一般））	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて主として株式（大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの）に投資するもの
年1回	年1回決算するもの
アジア	組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とするもの
ファンド・オブ・ファンズ	証券投資信託及び不動産投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含む。）並びに証券投資法人及び不動産投資法人の投資証券への投資を目的とするもの
なし（為替ヘッジ）	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

### ファンドの特色

主として、中国の株式（上海証券取引所（A株およびB株）、深セン証券取引所（A株およびB株）および香港取引決済所の上場銘柄を含みます。）に実質的に投資します。

ただし、上記以外の取引所（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している中国の株式（預託証券を含みます。）に実質的に投資する場合があります。

- ・ 上記投資対象への投資は、マザーファンドが投資する投資信託証券を通じて、主として中国の株式に実質的に投資するものとします。
- ・ 市場のバリュエーションが極端に割高となった場合や、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を短期金融商品などの流動性資産に投資することがあります。

### 中国株式市場の概要

中国株式市場は、上海証券取引所、深セン証券取引所のA株、B株、および香港取引決済所のH株、レッドチップスなどで構成されます。

取引所	株式の種類	建値通貨	上場企業数	時価総額	上場企業の概要
上海証券取引所	A株	人民元	878	224兆円	中国国内投資家のみが取引可能な企業（現在は適格国外機関投資家にも開放）
	B株	米ドル	54	1.2兆円	外国人投資家も取引可能な企業
深セン証券取引所	A株	人民元	963	91兆円	中国国内投資家のみが取引可能な企業（現在は適格国外機関投資家にも開放）
	B株	香港ドル	54	1.5兆円	外国人投資家も取引可能な企業
香港取引決済所	H株	香港ドル	160	55兆円	香港に上場の中国籍の企業
	レッドチップス	香港ドル	101	45兆円	中国資本により香港等で設立され、香港に上場している企業
	その他	香港ドル	1,124	116兆円	H株、レッドチップス以外の企業

（2010年10月末現在）

注 当ファンドは上記以外にも、株式の時価総額、流動性等を勘案し、また中国株式市場の拡大に伴い、他の証券取引所に上場している中国の株式（預託証券を含みます）に投資する場合があります。

出所：香港取引決済所、上海証券取引所、深セン証券取引所、BloombergのデータをもとにUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社が作成。

## 当ファンドの特徴

### 1 中国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。

中国の株式として、上海証券取引所（A株、B株）、深セン証券取引所（A株、B株）、香港取引決済所の上場銘柄を主要投資対象とします。

当ファンドは、ファミリー・ファンド方式で運用を行い、当ファンドのマザーファンドは中国の株式を投資対象とする投資信託証券を通じて、実質的に中国の株式に投資を行います。

原則として、為替ヘッジは行いません。

### 2 当ファンドの実質的な投資対象には、中国の証券取引所に上場している人民元建てのA株を含みます。

現在、人民元建てで流通するA株は、中国人投資家と「適格国外機関投資家」として認定を受けた国外の機関投資家に限定されています。

中国A株市場には、中国B株市場や香港取引決済所に上場していない中国の企業が上場されており、当ファンドを通じて中国の経済成長を担う企業への幅広い投資が可能となります。

ただし、当ファンドの中国A株への実質投資比率は純資産総額の50%を超えないものとします。

### 3 UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループが運用を行います。

UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループはグローバルな総合金融機関UBSグループの資産運用部門です。

A株の調査・運用にあたっては、「UBS SDIC Fund Management Co., Ltd.」より情報提供を受けます。同社はUBS銀行と中国の国家開発投資公司（SDIC）との合弁会社（中国現地法人）です。国家開発投資公司は1995年に設立された中国の国有投資持ち株会社です。

#### UBSグループについて

UBSグループは、スイスを本拠地として、およそ50カ国の世界の主要都市にオフィスを配し、約63,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などの業務を展開しています。（2010年9月末日現在）

UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループはUBSグループの資産運用部門として、世界25カ国に約3,500名の従業員を擁し、約48.2兆円の運用資産を運用するグローバルな資産運用会社です。（2010年9月末日現在）

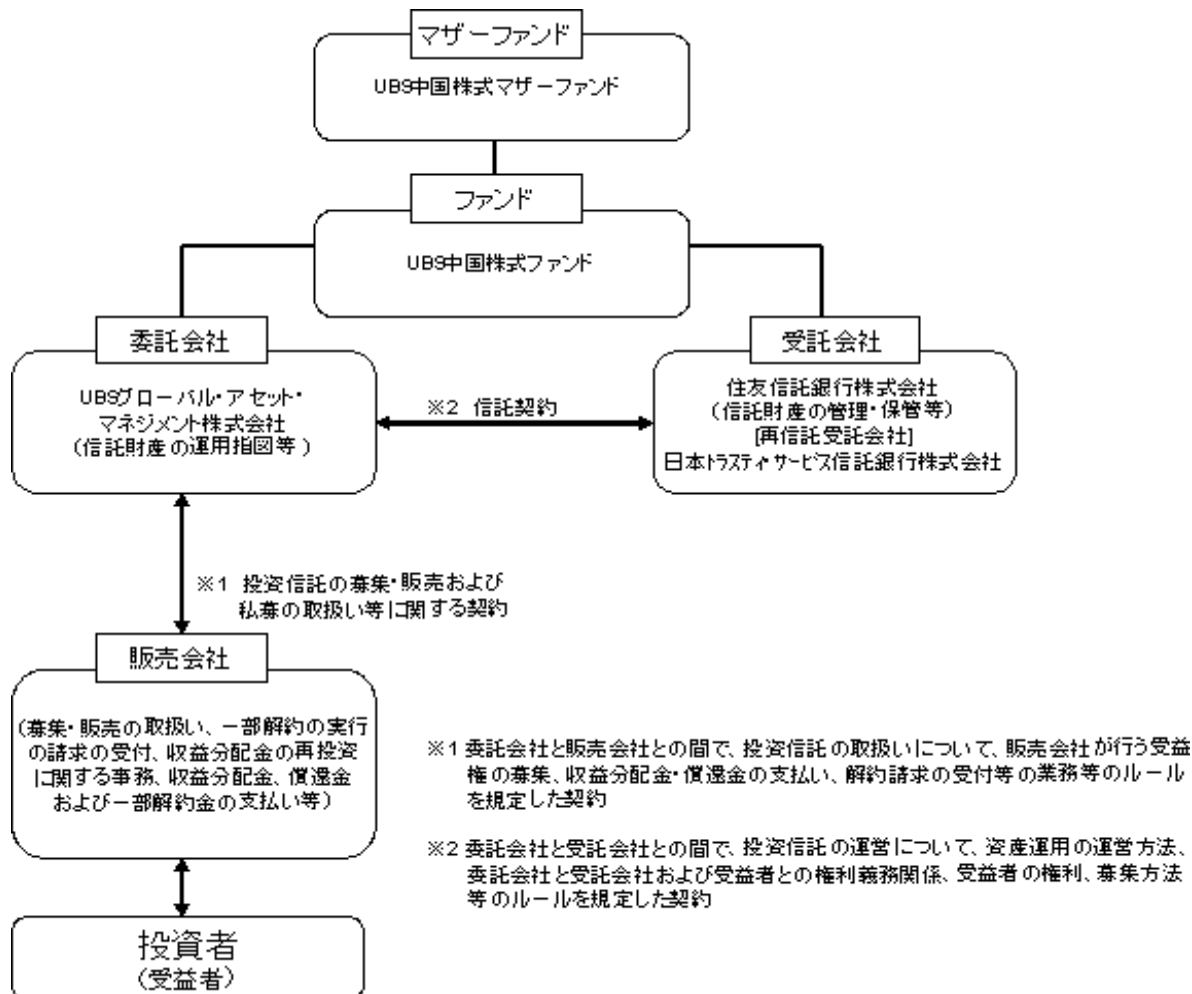
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成19年5月8日 信託契約締結、設定日、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

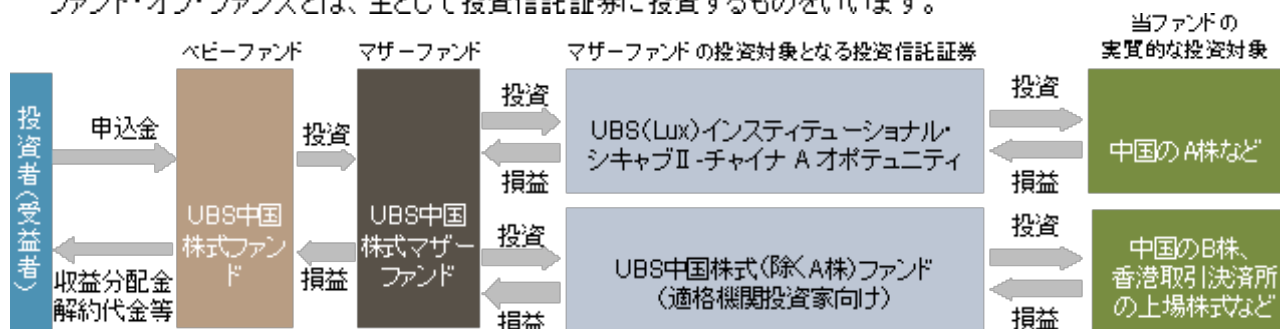


## ◆ ファミリー・ファンド方式で運用を行います。

当ファンドは、主に「UBS中国株式マザーファンド」受益証券に投資するファミリー・ファンド方式で運用を行います。ファミリー・ファンド方式とは、お客様が取得するファンドをベビーファンドとして、実質的な運用はマザーファンドにて行い、その運用成果をベビーファンドを通じてお客様の損益に反映させる方式です。

## ◆ ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。





## 委託会社の概況（平成22年12月末日現在）

- ・ 資本金 22億円
- ・ 沿革
  - 平成 8年 4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
  - 平成10年 4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
  - 平成12年 7月 1日 ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
  - 平成14年 4月 8日 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
- ・ 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
ユービーエス・エイ・ジー	スイス共和国 バーゼル CH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

マザーファンドが投資する投資信託証券への投資を通じて、主として中国の株式に実質的に投資するものとします。

中国の株式として、上海証券取引所（A株およびB株）、深セン証券取引所（A株およびB株）および香港取引決済所の上場銘柄を含みます。ただし、上記以外の取引所に上場している中国の株式（預託証券を含みます。）に実質的に投資する場合があります。

原則として為替ヘッジは行ないません。

投資対象市場のバリュエーションが極端に割高となった場合、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を短期金融商品などの流動性資産に投資する場合があります。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

## 投資の対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

## 有価証券

委託会社は、信託金を主としてユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるUBS中国株式マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）

なお、第4号の証券および第5号の証券（投資法人債券を除きます。）を「投資信託証券」といいます。

## 金融商品

委託会社は信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### 金融商品による運用の特例

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

#### 組入れ投資信託証券について

当ファンドのマザーファンドが投資対象とする投資信託証券は次のとおりです。

#### < マザーファンドの投資対象となる投資信託証券の概要 >

ファンド名	UBS(Lux)インスティテューショナル・シキャプII - チャイナ A オポテュニティ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国証券投資法人
運用の基本方針	上海証券取引所および深セン証券取引所のA株を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	上海証券取引所、深セン証券取引所のA株
ファンド建値	米ドル
投資運用会社	UBS グローバル・アセット・マネジメント (シンガポール) リミテッド
管理事務代行会社	UBS ファンド・サービス (ルクセンブルク) エス・エイ
保管会社	UBS (ルクセンブルク) エス・エイ
管理報酬等	<p>申込手数料：なし            解約手数料：なし            受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率0.18%以内            信託財産留保額：なし</p> <p>当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の変動調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にのみ適用されるため、既存の受益者は資金の流入による基準価額変動の影響を受けません。その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
ファンド名	UBS中国株式（除くA株）ファンド（適格機関投資家向け）
ファンド形態	国内証券投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とする投資信託証券です。）
運用の基本方針	上海証券取引所、深セン証券取引所、香港取引決済所の上場銘柄 <sup>*</sup> を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。（ <sup>*</sup> 上海証券取引所、深セン証券取引所のA株を除きます。）
主要投資対象	上海証券取引所、深セン証券取引所、香港取引決済所の上場銘柄
ファンド建値	円
委託会社	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	UBS グローバル・アセット・マネジメント (シンガポール) リミテッド
受託会社	住友信託銀行株式会社
信託報酬	純資産総額に対して年率0.0735%（税抜年率0.07%）
信託事務の諸費用（ ）	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息
売買委託手数料等（ ）	組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額
その他費用	投資顧問会社への報酬等は、上記信託報酬のうち、委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。

（ ） 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

注1 UBS (Lux)インスティテューショナル・シキャプII- チャイナA オポテュニティの買付け・解約は月1回のみ行われます。（現時点での制限であり、将来変更される可能性があります。）

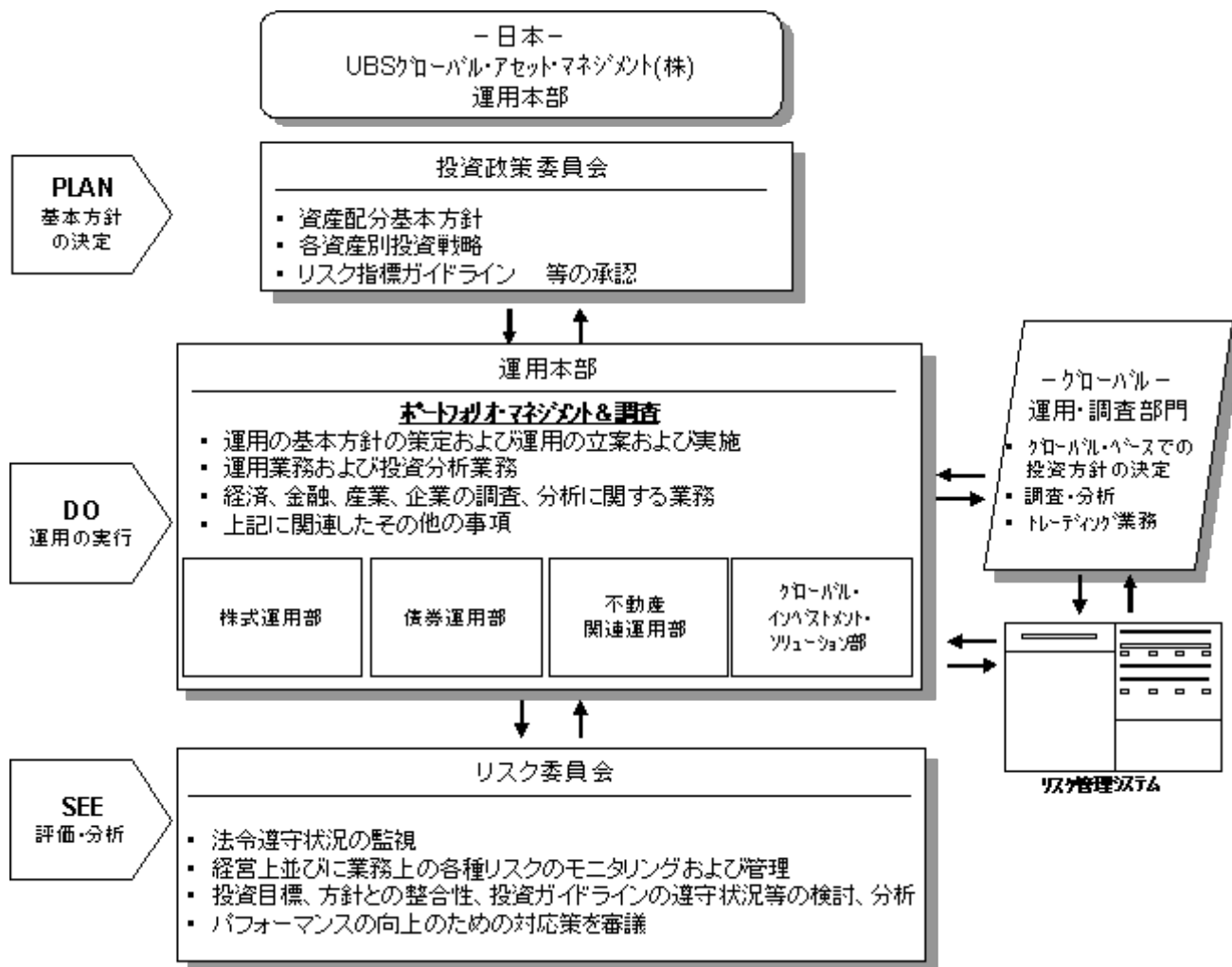
- 注2 当ファンドは、「UBS (Lux)インスティテューショナル・シキャプII- チャイナA オポチュニティ」を通じて、同ファンドの投資運用会社であるUBSグローバル・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドがQFII(適格国外機関投資家)として認可された投資枠の範囲内で中国のA株に実質的に投資を行います。
- 注3 管理報酬等・信託報酬は今後変更となる場合があります。また、申込手数料はありません。

上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいは上記以外の投資信託証券が追加となる場合があります。

当ファンドのマザーファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、上記概要を参照しております。

## (3) 【運用体制】

<UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社の運用体制>



上記の体制は今後変更される場合があります。

(2010年12月末現在)

<運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織>

**投資政策委員会：**

投資政策及び運用の基本方針の全社的審議ないし決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は運用本部長が毎月招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のヘッド、各資産クラス等（例：国内債券、国内株式、グローバル債券、グローバル株式等）の運用を担当するシニア・ポートフォリオ・マネジャー5～10名程度がメンバーとして参加しております。また、これらメンバーとは別に、投資政策委員会が適切とみなす他の役職員にオブザーバーとして出席を求めることができます。

**リスク委員会：**

業務の執行にあたって、経営上並びに業務上のリスクのモニタリングおよび管理の総合的な検討を行う機関、運用状況の報告を受けて、投資目標、方針との整合性、投資ガイドラインの遵守状況等を検討、分析するとともに、パフォーマンスの向上のための対応策を審議する機関およびGIPS（グローバル投資パフォーマンス基準）に準拠した会社の方針・手続を承認し、提示用パフォーマンスを承認する機関としてリスク委員会を経営委員会直属として設置しております。リスク委員会は、社長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営にあたり、社長の他、リーガル&コンプライアンス部、運用本部、機関投資家営業本部、投信営業本部、商品開発部、管理

本部、経理部のそれぞれのヘッドの10名程度により構成されております。また、リスク委員会が適切とみなす他の職員に出席を求めることができ、常勤監査役も、委員会に出席することができます。

#### (4) 【分配方針】

毎決算時(原則として毎年5月7日、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合があります。
- ・ 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5) 【投資制限】

信託約款による投資制限

1. 株式への直接投資は行いません。
2. マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
3. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図を行いません。
  - ・ 前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - ・ 前記にかかわらず、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
4. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
5. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
6. 外国為替予約の指図
  - ・ 信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
  - ・ 前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
7. 資金の借入れ
  - ・ 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払い資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ・ 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
  - ・ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  - ・ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令等による投資制限

#### 1. デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティ

ブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとし、

## 2. 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとし、

### <UBS中国株式マザーファンドの概要>

#### [投資方針]

主として、中国の株式に投資する投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券、もしくは投資証券または外国投資証券をいいます。以下同じ。)を投資対象とします。

#### [投資態度]

主として、中国の株式に投資する投資信託証券へ投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

中国の株式として、上海証券取引所(A株およびB株)、深セン証券取引所(A株およびB株)および香港取引決済所の上場銘柄を含みます。ただし、上記以外の取引所に上場している中国の株式(預託証券を含みます。)に実質的に投資する場合があります。

原則として為替ヘッジは行ないません。

投資対象市場のバリュエーションが極端に割高となった場合、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を短期金融商品などの流動性資産に投資する場合があります。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### [主な投資対象]

この信託において投資の対象とする資産の範囲は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は信託金を、主として投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券、もしくは投資証券または外国投資証券)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 短期社債等

2. コマーシャル・ペーパー

3. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

5. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第4号の証券および第5号の証券(投資法人債券を除きます。)を「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

#### [主な投資制限]

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### 3【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンドが投資を行う投資信託証券への投資を通じて中国の株式を実質的な投資対象としますので、実質組入株式の価格変動や発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落した場合には、損失を被ることがあります。また、原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国・建値通貨と日本円との間の為替変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。  
ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

#### (1) 株式の価格変動リスク

当ファンドは実質的に株式への投資を行います。株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があります。

#### (2) カントリー・リスク

当ファンドは実質的に外国の有価証券へ投資します。外国証券への投資には、当該国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

また、当ファンドの主要投資対象国には主に次のようなリスクがあり、これらのリスクはファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

- ・ 先進国と比較して一般的に政治・経済および社会情勢等が著しく変化する可能性があります。
- ・ 資産の移転に関する規制、外国人による投資規制等の導入等の可能性があります。
- ・ 先進国と比較して一般的に法制度や社会基盤が未整備であり、情報開示等の基準が異なることから、正確な情報の確保が困難となる可能性があります。

#### (3) 為替変動リスク

当ファンドは実質的に外貨建有価証券等に投資しますが、円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動による影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

#### (4) 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

#### (5) 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く環境の急激な変化により市場の混乱が生じた場合等には、保有有価証券を通常市場実勢から期待される価格での売買ができず、損失を被るあるいは値上がり益を逸失する可能性があります。また、当ファンドの実質的な投資対象国における証券市場、取引所、開示基準、法制度などは先進国と異なっており、政治、経済等が急変した場合、流動性はより低くなる可能性があります。

#### (6) 当ファンドのマザーファンドが投資する外国投資信託証券の中国A株投資に係るリスク

- (a) 当ファンドのマザーファンドが投資する「UBS(Lux)インスティテューショナル・シキャブ II - チャイナA オポチュニティ」は中国A株への投資を行っていますが、中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈も必ずしも安定していません。QFII（適格国外機関投資家）の投資に対する中国国内における課税の取扱いについては、現在、明らかではなく、将来上記の外国投資信託証券が実質的課税主体とみなされ所得税等の税金が課されることになった場合、上記の外国投資信託証券がこれを負担する可能性があります。
- (b) 中国の証券市場においては、証券決済がDVP取引（証券売買取引で証券と売買代金を同時に決済する取引）でない銘柄があり、その場合には証券会社に対する信用リスクが発生し、当該証券会社が倒産等の状況に陥った場合は、証券または決済代金の全額を失う可能性があります。
- (c) QFIIの投資に係わる制度においては、投資限度額に係わる認可の取得日から一定期間は実質的に一部解約が行えません（現状、この期間は一年間であり、将来変更される可能性もあります。）。その後の申込および解約の受付も1ヶ月に1回に限られています。また、一定の金額が上記の外国投資信託証券内に留保される場合があります。このような、中国証券制度上の制約および中国A株に投資する投資信託証券に付された解約制限等から当該投資信託証券に対する一部解約に伴う支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合には、当ファンドの換金請求の受け付けが中止またはすでに受け付けた換金請求の受け付けが取り消されることがあります。
- (d) 中国A株に投資する外国投資信託証券を組入れる場合には、上記(a)から(c)のような当該外国投資信託証券の特性やQFII制度等中国証券制度上の制限や規制等の影響を受けることがあり、その場合、当ファンドの換金請求代金等の支払いが遅延したり、信託財産の一部の回収が困難となったり、また市場の急激な変動により基準価額が大きく下落する場合があります。

QFII制度とは、中国証券監督管理委員会（CSRC）が認めた適格国外機関投資家に対して、一定額の枠内において制限付きでA株の売買を可能とする制度です。

## (7) その他

### （短期金融商品の信用リスク）

- ・ ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

### （買付および換金申込に係る制限）

- ・ 買付または換金の申込日が、香港取引決済所またはシンガポールの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または換金の申込みは受け付けません。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金の申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた当該各申込を取り消すことがあります。
- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。

### （クーリングオフ）

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

## 投資信託に関する一般的なリスク

1. 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
2. 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
3. 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。



## 投資信託に関する一般的な留意事項

1. 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
2. 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

### リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門が運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運用について検証が行われます。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額の3.15%（税抜3%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を販売会社が定める方法により支払うものとします。

「分配金再投資コース」において、収益分配金から税金等を差引いた額を自動的に再投資する場合は、無手数料とします。また償還乗換えの場合は、償還金額の範囲内で取得する口数について無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社または下記照会先にお問い合わせください。

[照会先]

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

## (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

換金手数料はありません。

信託財産留保額

信託財産留保額はありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率2.0706%（税抜1.972%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

信託報酬の総額 (年率)	配分(年率)		
	委託会社	販売会社	受託会社
信託財産の純資産総額の 2.0706%（税抜1.972%）	0.9975% （税抜0.95%）	1.05% （税抜1.00%）	0.0231% （税抜0.022%）

(ご参考)

マザーファンドの投資対象である投資信託証券の主な費用は次のとおりです。

UBS(Lux)インスティテューショナル・シキャプII - チャイナ A オポテュニティ

管理報酬等	<p>申込手数料：なし            解約手数料：なし            受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率0.18%以内            信託財産留保額：なし            当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にのみ適用されるため、既存の受益者は資金の流入による基準価額変動の影響を受けません。            その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
-------	--

UBS中国株式（除くA株）ファンド（適格機関投資家向け）

信託報酬	純資産総額に対して年率0.0735%（税抜年率0.07%）
信託事務の諸費用（ ）	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息
売買委託手数料等（ ）	組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額
その他費用	投資顧問会社への報酬等は、上記信託報酬のうち、委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。

（ ） 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいは上記以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。

上記の管理報酬等・信託報酬率は、今後変更となる場合があります。申込手数料はかかりません。

なお、マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率0.12675%（税込）以内の範囲です。

したがって、当ファンドの信託報酬率（年率2.0706%（税込））を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬率は純資産総額に対して合計で年率2.19735%（税込）程度となります。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。

**(4) 【その他の手数料等】**

信託財産に関する以下 及び の費用および当該費用にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、原則として発生の都度、信託財産中から支弁します。

**売買委託手数料**

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等。

**信託事務の諸費用**

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、その他、以下の諸費用についても信託財産から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記1. から7. の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記1. から7. の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(4)その他の手数料等の内、 および は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

受益者が直接および間接的に負担する費用の合計は、信託財産の規模、保有期間等により異なりますので、事前に表示することができません。

**(5) 【課税上の取扱い】****個人の受益者に対する課税****[収益分配時]**

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行なわれ、平成23年12月31日までは原則として10%（所得税7%および地方税3%）の税率 により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません）を選択することができます。

**[一部解約時および償還時]**

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行なわれ、平成23年12月31日までは原則として10%（所得税7%および地方税3%）の税率 による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は原則として20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

**< 損益通算 >**

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

**法人の受益者に対する課税**

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率 で源泉徴収され、法人の受取額となり、地方税の源泉徴収はありません。

なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は原則として15%（所得税15%）となる予定です。

税金、買取請求の内容などについて、詳しくお知りになりたい場合は、販売会社にお問い合わせください。

**個別元本について**

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店

毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。  
 受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 分配金の課税

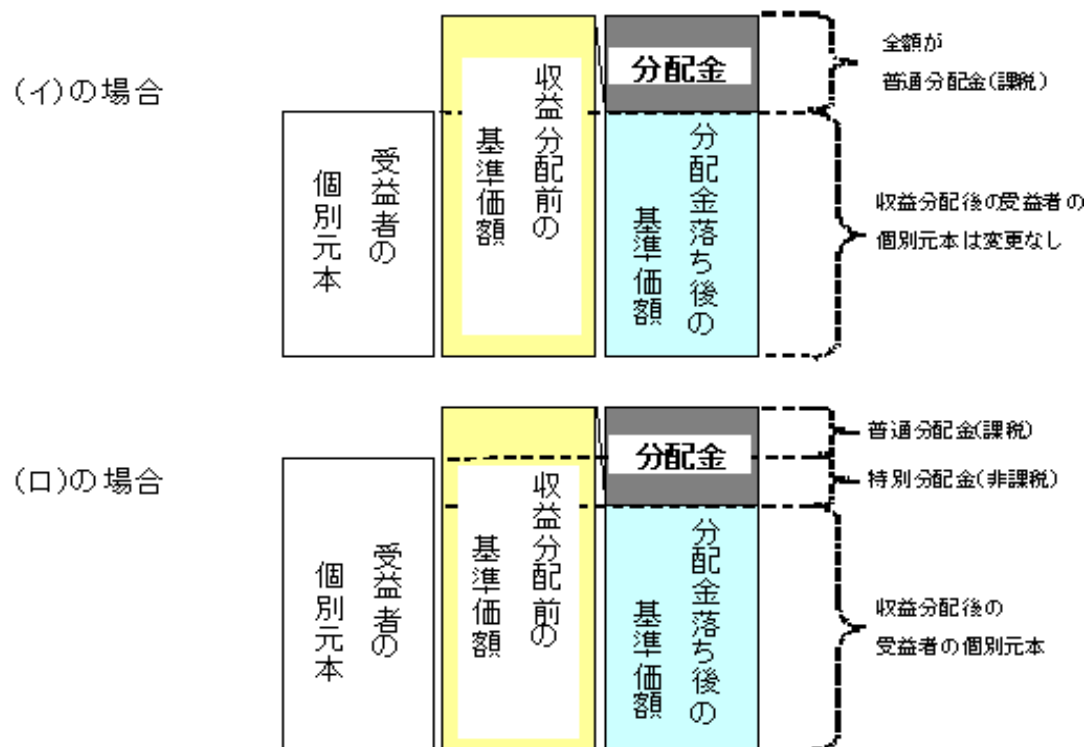
追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が分配金を受け取る際、

- (イ) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、
- (ロ) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### <分配金に関するイメージ>



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。  
 なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

&lt;ご参考&gt;

**ファンドの費用・税金**

## [ ファンドの費用 ]

## ・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.00%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。詳しくは、販売会社または前記照会先にお問い合わせください。
換金時	信託財産留保額	ありません。

## ・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用																		
保有時	運用管理費用 （信託報酬）	日々の純資産総額に対して年2.0706%（税抜1.972%）の率を乗じて得た額とします。また、当ファンドのマザーファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等が当ファンドの純資産総額に対して年率0.12675%（税込）以内の範囲（委託会社が試算した概算値）でかかります。したがって、当ファンドの信託報酬率を加えた基本となる報酬率は、実質的には当ファンドの純資産総額に対して年率2.19735%程度（税込）となります。  （年率表示、カッコ内は税抜表示） <table border="1"> <tr> <td>ファンドの運用管理費用 （信託報酬）</td> <td>2.0706%</td> <td>（1.972%）</td> </tr> <tr> <td>（内訳）</td> <td>（委託会社）</td> <td>0.9975%（0.950%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（販売会社）</td> <td>1.0500%（1.000%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（受託会社）</td> <td>0.0231%（0.022%）</td> </tr> <tr> <td>投資対象とする投資信託証券</td> <td>0.12675%</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>実質的な負担</td> <td colspan="2">2.19735%程度</td> </tr> </table>	ファンドの運用管理費用 （信託報酬）	2.0706%	（1.972%）	（内訳）	（委託会社）	0.9975%（0.950%）		（販売会社）	1.0500%（1.000%）		（受託会社）	0.0231%（0.022%）	投資対象とする投資信託証券	0.12675%	*	実質的な負担	2.19735%程度	
ファンドの運用管理費用 （信託報酬）	2.0706%	（1.972%）																		
（内訳）	（委託会社）	0.9975%（0.950%）																		
	（販売会社）	1.0500%（1.000%）																		
	（受託会社）	0.0231%（0.022%）																		
投資対象とする投資信託証券	0.12675%	*																		
実質的な負担	2.19735%程度																			
	その他の費用・ 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査報酬および法定手続き（書類の作成、印刷、交付等）に関する費用など（日々の純資産総額に対して上限年率0.1%（税込））を間接的にご負担いただく場合があります。原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</li> <li>信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用などが、原則として費用発生の都度、ファンドから支払われます。信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。</li> </ul>																		

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、事前に表示することはできません。

## [ 税金 ]

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して10%

上記は平成22年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。法人の場合は上記と異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(2010年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	45,616,160,963	99.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	154,315,498	0.33
合計(純資産総額)	-	45,770,476,461	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (参考)UBS中国株式マザーファンド

(2010年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託証券	日本	36,141,954,755	79.23
	ルクセンブルク	9,238,032,360	20.25
	小計	45,379,987,115	99.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	235,508,824	0.51
合計(純資産総額)	-	45,615,495,939	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

主要銘柄の明細(2010年12月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	UBS中国株式マザーファンド	49,224,302,324	0.8856	43,593,042,139	0.9267	45,616,160,963	99.66

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率(2010年12月30日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.66
合計	99.66

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2010年12月30日現在)

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(2010年12月30日現在)

## (参考)UBS中国株式マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

主要銘柄の明細(2010年12月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 証券	UBS中国株式(除くA株) ファンド(適格機関投資家向け)	38,395,787,481	0.8955	34,383,427,689	0.9413	36,141,954,755	79.23
ルクセン ブルク	投資信託 証券	UBS(Lux)Institutional SICAVII ChinaA BA	900,000	8,936.19	8,042,574,060	10,264.48	9,238,032,360	20.25

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別投資比率（2010年12月30日現在）

投資有価証券の種類	投資比率（％）
投資信託証券	99.48
合計	99.48

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。（2010年12月30日現在）

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。（2010年12月30日現在）

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2010年12月30日及び同日1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期計算期末 (2008年5月7日)	90,586	97,336	1.0736	1.1536
第2期計算期末 (2009年5月7日)	50,929	50,929	0.6897	0.6897
第3期計算期末 (2010年5月7日)	53,157	53,157	0.7757	0.7757
2009年12月末日	61,441	-	0.8599	-
2010年1月末日	55,022	-	0.7739	-
2010年2月末日	54,221	-	0.7684	-
2010年3月末日	59,932	-	0.8586	-
2010年4月末日	57,227	-	0.8352	-
2010年5月末日	52,338	-	0.7764	-
2010年6月末日	50,693	-	0.7644	-
2010年7月末日	51,411	-	0.7910	-
2010年8月末日	49,134	-	0.7672	-
2010年9月末日	51,203	-	0.8247	-
2010年10月末日	49,915	-	0.8300	-
2010年11月末日	50,322	-	0.8592	-
2010年12月30日	45,770	-	0.8011	-

## 【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	0.0800
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000

## 【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間	15.4
第2期計算期間	35.8

第3期計算期間	12.5
第4期計算期間(中間期)	11.5

## (4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	123,671,671,318	39,292,836,755
第2期計算期間	6,040,352,501	16,572,117,814
第3期計算期間	4,069,736,376	9,389,304,012
第4期計算期間(中間期)	115,432,246	8,816,757,674

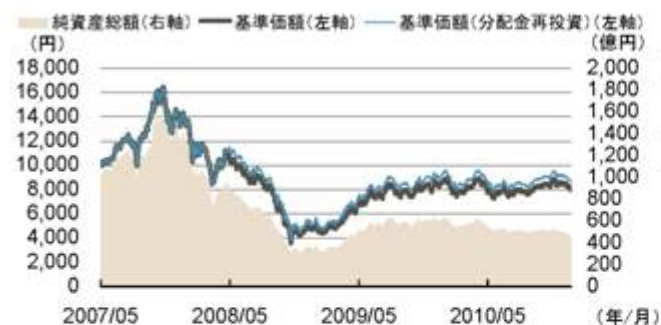
(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。



## &lt; 参考情報 &gt;

## 基準価額・純資産の推移(2010年12月30日現在)



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

※基準価額(分配金再投資)は運用管理費用(信託報酬)控除後で、税引前分配金を再投資したもとして算出。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2008年5月	800円
2009年5月	0円
2010年5月	0円
設定来累計	800円

## 主要な資産の状況(2010年12月30日現在)

銘柄名	投資比率
UBS中国株式(除くA株)ファンド (適格機関投資家向け)	79.2%
UBS(LUX)インスティテューショナル・ シキャプリーチャイナAオポチュニティ	20.3%

※投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※当ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを99.6%組入れております。

通貨	構成比
香港ドル	78%
人民元	18%
その他	5%

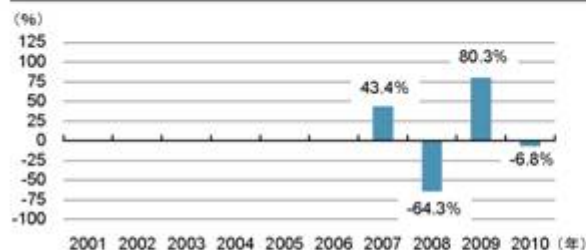
※構成比は、マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の株式評価額合計に占める割合。

※四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

	銘柄名	国名	業種	構成比
1	中国海洋石油	香港	エネルギー	8.0%
2	中国工商银行	中国	金融	7.7%
3	内蒙古伊泰煤炭	中国	エネルギー	3.7%
4	中国蒙牛乳業	ケイマン諸島	生活必需品	3.7%
5	煙台張裕葡萄酒	中国	生活必需品	3.7%
6	中国平安保険	中国	金融	3.6%
7	騰訊	ケイマン諸島	情報技術	3.5%
8	華宝国際控股	バミューダ	素材	3.5%
9	上海実業控股	香港	資本財・サービス	3.2%
10	中国建設銀行	中国	金融	2.8%

※構成比は、マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の株式評価額合計に占める割合。

## 年間収益率の推移(2010年12月30日現在)



※2007年については当初設定(2007年5月8日)から年末まで、2010年は年初から12月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したもとして算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込の受付

- ・ 原則としていつでも買付申込を行うことができますが、香港またはシンガポールの休業日と同日の場合には、買付申込の受付は行いません。
- ・ 販売会社の毎営業日の午後3時までに受付けた買付申込を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日（ただし、上記のお申込みの受け付けを行わない日を除きます。）の取扱いとなります。
- ・ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込を中止すること、およびすでに受付けた買付申込を取消す場合があります。

取得申込者は販売会社に取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

#### (2) 口座開設

- ・ 受益権取得のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。

#### (3) 買付価額

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額  
ただし、「分配金再投資コース」において、収益分配金を再投資する場合の買付価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### (4) 申込単位

- ・ 10万円以上1円単位または10万口以上1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

#### (5) 申込手数料

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額の3.15%（税抜3%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- ・ 「分配金再投資コース」において、収益分配金から税金等を差引いた額を自動的に再投資する場合は、無手数料とします。
- ・ また償還乗換えの場合は、償還金額の範囲内で取得する金額について無手数料となる場合があります。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

### 2【換金（解約）手続等】

#### (1) 換金の受付

- ・ 原則としていつでも換金のお申込みを行うことができますが、香港またはシンガポールの休業日と同日の場合には、換金のお申込みの受付は行いません。
- ・ 換金請求は、原則として、販売会社の毎営業日の午後3時までに受付けた換金のお申込みを、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日（ただし、上記のお申込みの受け付けを行わない日を除きます。）の取扱いとなります。

## （2）換金単位

- ・ 1口単位とします。

## （3）換金価額

- ・ 解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ・ 一部解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### （基準価額の算出頻度と公表）

基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

## （4）受付中止

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるとき、および当ファンドのマザーファンドが投資する投資信託証券に付されている解約制限または中国証券制度上の制約に照らし当該投資信託証券に対する一部解約に伴う支払い資金に不足が生じる事態が予想される場合は、委託会社は、当該換金請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消す場合があります。
- ・ 換金請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該換金を受け付けたものとします。
- ・ 上記の他、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。

一部解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### （基準価額の算定）

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

##### （有価証券の時価評価基準）

信託財産に属する資産は、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

##### （基準価額の算出頻度と公表）

基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

#### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する当該事項はありません。

#### (3)【信託期間】

平成19年5月8日から平成29年5月8日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が50億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。また、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるとき、金融商品取引所等における取引の停止、市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等、その他やむを得ない事情があるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長する場合があります。

#### (4)【計算期間】

原則として毎年5月8日から翌年5月7日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託終了の日とします。

#### (5)【その他】

##### [信託の終了]

##### （信託契約の解約）

- a. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が50億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

す。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、前記a.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
- d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 前記c.からe.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c.の一定の期間が一カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- ・ 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ・ 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、下記「信託約款の変更」の規定に従います。

（委託会社の登録取消等に伴う取扱い）

- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ・ 前記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]d.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

（受託会社の辞任および解任に伴う取扱い）

- ・ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- ・ 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として公告を行いません。
- c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
- d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

**[反対者の買取請求権]**

上記の信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

**[公告]**

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

**[運用報告書の作成]**

委託会社は、計算期間の終了日毎（毎年5月の決算時）および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

**[関係法人との間の契約書の内容について]**

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売および私募の取扱い等に関する契約」は、契約終了の3ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

**4【受益者の権利等】**

受益者の有する主な権利は次の通りです。

**(1) 収益分配金受領権**

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が収益分配金について以下に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

**(2) 償還金受領権**

受益者は、信託終了による償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

**(3) 一部解約の実行請求権**

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店等において、原則として解約請求の受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第2期計算期間（平成20年5月8日から平成21年5月7日まで）については改正前の、第3期計算期間（平成21年5月8日から平成22年5月7日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成20年5月8日から平成21年5月7日まで）及び第3期計算期間（平成21年5月8日から平成22年5月7日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。



1【財務諸表】  
 【UBS中国株式ファンド】  
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (平成21年5月7日現在)	第3期 (平成22年5月7日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,890,652,835	1,853,729,909
親投資信託受益証券	50,147,273,228	52,564,902,775
未収利息	2,589	2,539
流動資産合計	52,037,928,652	54,418,635,223
資産合計	52,037,928,652	54,418,635,223
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	50,699,400	54,560,974
未払受託者報酬	11,712,742	13,401,244
未払委託者報酬	1,038,174,751	1,187,837,224
その他未払費用	7,985,842	5,385,908
流動負債合計	1,108,572,735	1,261,185,350
負債合計	1,108,572,735	1,261,185,350
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	73,847,069,250	68,527,501,614
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	22,917,713,333	15,370,051,741
(分配準備積立金)	77,086	404,338
元本等合計	50,929,355,917	53,157,449,873
純資産合計	50,929,355,917	53,157,449,873
負債純資産合計	52,037,928,652	54,418,635,223

## （２）【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自平成20年 5月 8日 至平成21年 5月 7日	第3期 自平成21年 5月 8日 至平成22年 5月 7日
<b>営業収益</b>		
受取利息	2,930,424	335,234
有価証券売買等損益	30,459,739,607	7,947,629,547
営業収益合計	30,456,809,183	7,947,964,781
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	11,712,742	13,401,244
委託者報酬	1,038,174,751	1,187,837,224
その他費用	7,985,842	5,385,908
営業費用合計	1,057,873,335	1,206,624,376
営業利益又は営業損失（ ）	31,514,682,518	6,741,340,405
経常利益又は経常損失（ ）	31,514,682,518	6,741,340,405
当期純利益又は当期純損失（ ）	31,514,682,518	6,741,340,405
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,176,576,576	1,104,164,538
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,207,617,741	22,917,713,333
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,891,245,532
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,891,245,532
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,787,225,132	980,759,807
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,179,498,634	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,607,726,498	980,759,807
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	22,917,713,333	15,370,051,741

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第2期	第3期
	自 平成20年 5月 8日 至 平成21年 5月 7日	自 平成21年 5月 8日 至 平成22年 5月 7日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で 評価しております。時価評価 にあたっては、親投資信託受 益証券の基準価額に基づいて 評価しております。	親投資信託受益証券 同左

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	第2期	第3期
	(平成21年 5月 7日現在)	(平成22年 5月 7日現在)
1. 期首元本額	84,378,834,563円	73,847,069,250円
期中追加設定元本額	6,040,352,501円	4,069,736,376円
期中解約元本額	16,572,117,814円	9,389,304,012円
2. 計算期間期末における受益権の総数	73,847,069,250口	68,527,501,614口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は22,917,713,333 円であります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は15,370,051,741 円であります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期	第3期
自 平成20年 5月 8日 至 平成21年 5月 7日	自 平成21年 5月 8日 至 平成22年 5月 7日
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額 分配後の配当等収益から費用を控除した額(0 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証 券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信 託約款に規定される収益調整金(8,786円)、及 び分配準備積立金(77,086円)より分配対象収 益は85,872円(1万口当たり0.01円)でしたが、 当期は分配を行っておりません。</p>	<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額 分配後の配当等収益から費用を控除した額 (336,630円)、解約に伴う当期純利益金額分配後 の有価証券売買等損益から費用を控除した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (12,638円)、及び分配準備積立金(67,708 円)より分配対象収益は416,976円(1万口当 たり0.04円)でしたが、当期は分配を行っており ません。</p>

## (金融商品に関する注記)

## (追加情報)

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び金融商品の時価等の開示に関する適用指針(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

## 金融商品の状況に関する事項

	第3期 自 平成21年 5月 8日 至 平成22年 5月 7日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、投資信託受益証券、投資証券等であります。これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等に晒されております。また、外国証券投資は、カントリーリスク、為替変動リスクに晒されております。
金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大変な変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。

## 金融商品の時価等に関する事項

第3期（平成22年5月7日現在）

## 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

## 2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) 有価証券

売買目的有価証券

重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(3) デリバティブ取引

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

第2期(平成21年5月7日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	50,147,273,228	26,902,904,131
合 計	50,147,273,228	26,902,904,131

第3期(平成22年5月7日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	6,665,581,053
合 計	6,665,581,053

(デリバティブ取引等に関する注記)

第2期(自平成20年5月8日至平成21年5月7日)

該当事項はありません。

第3期(自平成21年5月8日至平成22年5月7日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期(自平成20年5月8日至平成21年5月7日)

該当事項はありません。

第3期(自平成21年5月8日至平成22年5月7日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第2期 (平成21年5月7日現在)	第3期 (平成22年5月7日現在)
1口当たり純資産額 0.6897円 (1万口当たり純資産額6,897円)	1口当たり純資産額 0.7757円 (1万口当たり純資産額7,757円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	U B S 中国株式マ ザーファンド	59,355,129,602	52,564,902,775	
合計		59,355,129,602	52,564,902,775	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「UBS中国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下のとおりです。

「UBS中国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### UBS中国株式マザーファンド

#### （1）貸借対照表

（単位：円）

区 分	注記 番号	平成21年5月7日現在	平成22年5月7日現在
		金 額	金 額
資 産 の 部			
流動資産			
金銭信託		318,293	331,311
コール・ローン		234,981,229	235,096,994
投資信託受益証券		41,223,027,465	43,293,866,864
投資証券		8,686,731,600	9,034,448,760
未収利息		321	322
流動資産合計		50,145,058,908	52,563,744,251
資 産 合 計		50,145,058,908	52,563,744,251
純 資 産 の 部			
元 本 等			
元 本		64,982,860,216	59,355,129,602
剰 余 金			
剰余金又は欠損金（ ）		14,837,801,308	6,791,385,351
元 本 等 合 計		50,145,058,908	52,563,744,251
純 資 産 合 計		50,145,058,908	52,563,744,251
負 債 純 資 産 合 計		50,145,058,908	52,563,744,251

#### （2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成20年 5月 8日 至 平成21年 5月 7日	自 平成21年 5月 8日 至 平成22年 5月 7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則と して時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資 信託受益証券及び投資証券の 基準価額で評価しております。	投資信託受益証券、投資証券 同左

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準  外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準  同左</p>
----------------------------	---	----------------------------

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	平成21年5月7日現在	平成22年5月7日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	74,565,082,146円	64,982,860,216円
同期中における追加設定元本額	707,394,892円	1,809,557,630円
同期中における解約元本額	10,289,616,822円	7,437,288,244円
同期末における元本の内訳		
U B S 中国株式ファンド	64,982,860,216円	59,355,129,602円
合計	64,982,860,216円	59,355,129,602円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	64,982,860,216口	59,355,129,602口
3. 元本の欠損	<p>貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は14,837,801,308円であります。</p>	<p>貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,791,385,351円であります。</p>



## (金融商品に関する注記)

## (追加情報)

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び金融商品の時価等の開示に関する適用指針(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

## 金融商品の状況に関する事項

	自 平成21年 5月 8日 至 平成22年 5月 7日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券、投資証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、投資証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式等であります。これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等に晒されております。 また、外国証券投資は、カントリーリスク、為替変動リスクに晒されております。
金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大 きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。

・ 金融商品の時価等に関する事項

（平成22年5月7日現在）

1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

（2）有価証券

売買目的有価証券

重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（3）デリバティブ取引

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

（平成21年5月7日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	41,223,027,465	22,614,699,437
投資証券	8,686,731,600	3,271,395,600
合 計	49,909,759,065	25,886,095,037

(平成22年5月7日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	6,233,881,715
投資証券	972,978,660
合 計	7,206,860,375

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

(平成21年5月7日現在)

該当事項はありません。

取引の時価等に関する事項

(平成21年5月7日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成20年5月8日至平成21年5月7日)

該当事項はありません。

(自平成21年5月8日至平成22年5月7日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

平成21年 5月7日現在	平成22年 5月7日現在
1口当たり純資産額 0.7717円 (1万口当たり純資産額 7,717円)	1口当たり純資産額 0.8856円 (1万口当たり純資産額 8,856円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
投資信託受 益証券	日本円	UBS中国株式(除くA 株)ファンド(適格機関投 資家向け)		48,346,026,649	43,293,866,864	
	日本円 小計	銘柄数： 組入時価比率：	1 82.4%	48,346,026,649	43,293,866,864 82.7%	
投資証券	米ドル	UBS(Lux)インスティテュー ショナル・シキャブ - チャイナAオポテュニティBA クラス		900,000	98,694,000.00	

	米ドル 小計	銘柄数： 組入時価比率：	1 17.2%	900,000	98,694,000.00 (9,034,448,760) 17.3%
	合計				52,328,315,624 (9,034,448,760)

注)

1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2. 小計・合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

#### 4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

(参考)

「UBS中国株式マザーファンド」は「UBS中国株式（除くA株）ファンド（適格機関投資家向け）」受益証券、「（ルクセンブルク籍外国投資信託）UBS(Lux)インスティテューショナル・シキャブ - チャイナ A オポテュニティ」BAクラス投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」は、これら投資信託の受益証券および投資証券です。

「UBS中国株式（除くA株）ファンド（適格機関投資家向け）」と、「（ルクセンブルク籍外国投資信託）UBS(Lux)インスティテューショナル・シキャブ - チャイナ A オポテュニティ」BAクラスのファンドクラスが組入れられている連結ファンドの状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

#### UBS中国株式（除くA株）ファンド（適格機関投資家向け）の運用状況

<参考情報>

当ファンドは、「UBS中国株式マザーファンド」が投資対象とする国内投資信託証券です。

ご参考として、掲載されている当ファンドの貸借対照表および組入資産明細表は、当ファンドの第3期決算日（平成22年4月20日）現在の状況です。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

当ファンド組入国内投資信託証券の仕組みは次の通りです。

#### UBS中国株式（除くA株）ファンド（適格機関投資家向け）

信託期間	無期限
運用方針	上海証券取引所、深セン証券取引所、香港取引決済所の上場銘柄 <sup>*</sup> を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。 <sup>*</sup> 上海証券取引所、深セン証券取引所のA株を除きます。
主な投資対象	上海証券取引所、深セン証券取引所、香港取引決済所の上場銘柄
主な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

#### UBS中国株式（除くA株）ファンド（適格機関投資家向け）

##### 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	平成22年4月20日現在
		金 額
資 産 の 部		
流 動 資 産		
預金		984,756,378
コール・ローン		23,678,713
株式		47,238,160,456
未収入金		2,340,773
未収配当金		4,177,886
未収利息		32
流動資産合計		48,253,114,238
資 産 合 計		48,253,114,238
負 債 の 部		
流 動 負 債		
派生商品評価勘定		124,230
未払金		43,437,536

未払受託者報酬		8,986,674
未払委託者報酬		25,961,403
流動負債合計		78,509,843
負債合計		78,509,843
純資産の部		
元本等		
元本		49,979,594,242
剰余金		
剰余金又は欠損金( )		1,804,989,847
(分配準備積立金)		2,051,017,231
元本等合計		48,174,604,395
純資産合計		48,174,604,395
負債純資産合計		48,253,114,238

## \* 組入資産明細表 \* (2010年4月20日現在)

## 外国株式

銘柄	期首		当期末		業種等	
	株数	株数	評価額			
			外貨建金額	邦貨換算金額		
(アメリカ)	百株	百株	千米ドル	千円		
GIANT INTERACTIVE GROUP-ADR	1,475	1,475	1,157	107,242	ソフトウェア・サービス	
INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	14,870	14,870	14,729	1,364,213	エネルギー	
CONCORD MEDICAL-SPON ADR	-	1,000	720	66,686	ヘルスケア機器・サービス	
小計	株数・金額	16,345	17,345	16,607	1,538,142	
	銘柄数<比率>	2	3	-	<3.2%>	
(香港)			千香港ドル			
CHINA RESOURCES LAND LTD	38,840	40,820	59,107	705,150	不動産	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	44,760	44,760	164,493	1,962,401	保険	
CHINA TELECOM CORP LTD-H	261,880	155,240	58,370	696,356	電気通信サービス	
CNOOC LTD HKDO.02	305,730	288,860	388,805	4,638,450	エネルギー	
CHINA RESOURCES ENTERPRISE	26,860	-	-	-	小売	
CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	62,711	46,591	69,421	828,195	不動産	
HUADIAN POWER INTL 'H' CNY1	23,980	-	-	-	公益事業	
IND&COMM BK OF CHINA -H	499,770	567,180	335,203	3,998,976	銀行	
SUN HUNG KAI PROPERTIES	4,120	4,120	48,368	577,039	不動産	
CHINA PETROLEUM CHEMICAL	225,080	237,960	151,104	1,802,677	エネルギー	
SHENZHEN INVESTMENT LTD	259,960	195,820	49,542	591,041	不動産	
SA SA INTERNATIONAL HLDGS	71,200	-	-	-	小売	
YANTAI CHANGYU PIONEER-B	20,311	20,311	134,056	1,599,292	食品・飲料・タバコ	
ANHUI EXPRESSWAY CO LTD-H	30,420	-	-	-	運輸	
CHINA MOBILE LTD	22,830	18,875	146,375	1,746,261	電気通信サービス	
COASTAL GREENLAND LTD	412,500	259,740	12,987	154,934	不動産	
CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	8,920	8,080	81,204	968,763	不動産	
POLY HONG KONG INVESTMENT LT	-	19,580	15,898	189,674	資本財	
PETROCHINA CO LTD-H	107,900	98,760	89,772	1,070,989	エネルギー	
銘柄	期首	当期末	評価額		業種等	
	株数	株数	外貨建金額	邦貨換算金額		
(香港)	百株	百株	千香港ドル	千円		
SHANGHAI ZENDAI PROPERTY LTD	560,500	-	-	-	不動産	
HAINAN MEILAN INTL AIRPORT-H	74,040	71,390	69,319	826,983	運輸	
BEIJING CAPITAL LAND LTD-H	117,140	121,140	32,223	384,423	不動産	
LEE & MAN PAPER MANUFACTURIN	20,068	62,528	40,142	478,905	素材	
APOLLO SOLAR ENERGY TECHNOLOGY	-	330,000	23,760	283,456	耐久消費財・アパレル	
WEICHA1 POWER CO LTD-H	2,150	-	-	-	資本財	
ROAD KING INFRASTRUCTURE LTD	36,850	-	-	-	運輸	
CHINA SHIPPING DEVELOPMENT-H	28,780	21,420	26,560	316,870	運輸	
CHINA VANKE CO LTD -B	108,445	95,111	77,516	924,766	不動産	
SHUN TAK HOLDINGS LTD	67,960	84,840	38,517	459,512	運輸	
SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG LTD	41,710	42,590	151,620	1,808,831	資本財	
SHENZHEN EXPRESSWAY CO-H	58,500	-	-	-	公益事業	
HUABAO INTERNATIONAL HOLDING	176,150	116,300	103,972	1,240,388	素材	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	-	153,000	48,960	584,092	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	116,260	83,580	208,950	2,492,773	食品・飲料・タバコ	
TENCENT HOLDINGS LTD	11,350	9,056	140,911	1,681,072	ソフトウェア・サービス	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	25,230	23,345	156,995	1,872,951	保険	
LI NING CO LTD	-	10,405	28,821	343,844	耐久消費財・アパレル	
NEWOCEAN ENERGY HLDGS LTD	-	154,910	15,336	182,959	エネルギー	
PORTS DESIGN LIMITED	46,895	40,140	77,630	926,134	耐久消費財・アパレル	
CHINA COSCO HOLDINGS-H	31,190	-	-	-	運輸	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	42,950	137,560	88,726	1,058,503	銀行	
OVERSEAS CHINESE TOWN ASIA	-	53,480	26,205	312,628	素材	
CHINA FLAVORS & FRAGRANCES	29,300	-	-	-	家庭用品・パーソナル用品	

TIANJIN PORT DVLP HLDS LTD	-	40,040	8,968	106,999	運輸
WINBOX INTERNATIONAL HOLDING	-	237,480	25,647	305,978	素材
CHINA MERCHANTS BANK - H	44,710	39,380	75,846	904,852	銀行
CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	158,780	158,780	63,353	755,803	電気通信サービス
CHINA COAL ENERGY CO - H	77,180	77,180	93,079	1,110,433	エネルギー
INTIME DEPARTMENT STORE	66,880	75,810	55,720	664,743	小売
VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS	195,970	53,190	29,573	352,813	家庭用品・パーソナル用品
CHINA AUTOMATION GROUP	-	79,030	47,971	572,296	資本財
SINO-OCEAN LAND HOLDINGS	70,255	70,255	43,487	518,809	不動産
KINGSOFT CORP LTD	-	31,100	18,846	224,839	ソフトウェア・サービス
CHINA DONGXIANG GROUP CO	16,670	34,230	17,183	204,998	耐久消費財・アパレル
SINOTRUK HONG KONG LTD	9,100	-	-	-	資本財
HONGHUA GROUP	117,454	-	-	-	エネルギー
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	49,270	59,200	34,336	409,628	食品・飲料・タバコ
CHINA SHANSHUI CEMENT GROUP	-	52,320	22,288	265,899	素材
GLORIOUS PROPERTY HOLDINGS	-	72,360	20,694	246,890	不動産
SILVER BASE GROUP HOLDINGS	9,720	-	-	-	食品・生活必需品小売り
CHINA FORESTRY HOLDINGS CO	-	85,540	26,089	311,250	家庭用品・パーソナル用品
SINO-LIFE GROUP LTD	-	24,000	3,648	43,520	消費者サービス
LONGFOR PROPERTIES	-	39,435	29,970	357,549	各種金融
MAN WAH HOLDINGS LTD	-	9,928	6,294	75,091	小売
小計	株数・金額	4,839,230	4,856,752	3,783,881	45,141,709
	銘柄数<比率>	48	51	-	<93.7%>
(シンガポール)				千シンガポール ドル	
HONGGUO INTERNATIONAL HLDS	22,700	-	-	-	耐久消費財・アパレル
COSCO CORP SINGAPORE LTD	21,350	-	-	-	資本財
YANLORD LAND GROUP LTD	50,700	47,670	8,294	558,308	不動産
CHINA NEW TOWN DEVELOPMENT	29,700	-	-	-	不動産
小計	株数・金額	124,450	47,670	8,294	558,308
	銘柄数<比率>	4	1	-	<1.2%>
合計	株数・金額	4,980,026	4,921,767	-	47,238,160
	銘柄数<比率>	54	55	-	<98.1%>

(注1) 邦貨換算金額は、期首、期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

(注2) 邦貨換算金額欄の< >内は、純資産総額に対する各国別株式評価額の比率。

(注3) 株数・評価額の単位未満は切り捨て。

(注4) - 印は組み入れなし。

## UBS(Lux)インスティテューショナル・シキャブ - チャイナAオポテュニティ BAクラス(ルクセンブルグ籍)の運用状況

### <参考情報>

当ファンドは、「UBS中国株式マザーファンド」が投資対象とする外国投資証券です。

ご参考として、掲載されている当ファンドの貸借対照表及び投資有価証券明細表は、2009年1月31日現在の現地Annual Reportからの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。

当ファンド組入クラスの仕組みは次の通りです。

## UBS(Lux)インスティテューショナル・シキャブ - チャイナAオポテュニティ BAクラス(ルクセンブルグ籍)

商品分類	ルクセンブルグ籍外国証券投資法人
信託期間	無期限
運用方針	上海証券取引所および深セン証券取引所のA株を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。
主な投資対象	上海証券取引所および深セン証券取引所のA株
主な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

## UBS(Lux)インスティテューショナル・シキャブ - チャイナAオポテュニティ BAクラス(ルクセンブルグ籍)

Statement of Net Assets	連結貸借対照表 (貸借項目仮訳)	2009年1月31日 米ドル
Assets	資産	
Investments in securities, cost	投資有価証券 - 費用	191,247,109.34
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	投資有価証券未実現評価(損)益	- 50,715,135.93
Total investments in securities	投資有価証券合計	140,531,973.41
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	銀行預金、要求払い預金および貯蓄預金	19,930,356.20

## 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

Interest receivable on liquid assets	流動資産に係る未収利息	128,675.09
Total Assets	資産合計	160,591,004.70
Liabilities	負債	
Bank overdraft	当座貸越	- 13,645,000.24
Payable on securities purchases	証券購入に係る未払費用	- 80,078.78
Other liabilities	その他負債	- 2,802,722.34
Provisions for custodian bank fees	保管費用引当金	- 4,372.99
Provisions for tax d'abonnement	年次税引当金	- 4,637.28
Provisions for other commissions and fees	その他の費用に係る引当金	- 62,744.84
Total provisions	引当金合計	- 71,755.11
Total Liabilities	負債合計	- 16,599,556.47
Net assets at the end of the financial year	当期末純資産	143,991,448.23

## UBS (Lux) インスティテューショナル・シキャプII - チャイナAオポテュニティBAクラス投資証券

発行済投資証券口数	900,000.0000口
投資証券1口当り純資産価格	75.21米ドル

## 2009年1月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	株数 / 額面	米ドル建評価額 先物 / オプション / 為替予約取引に係る 未実現(損)益	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
無記名株式			
中国			
CNY ANGANG STEEL CO LT 'A' CNY1	1,698,881.00	1,970,185.19	1.37
CNY ANHUI CONCH CEMENT 'A' CNY1	1,654,366.00	6,965,369.57	4.84
CNY CHINA LIFE INSURAN 'A' CNY1	1,642,354.00	4,731,555.10	3.29
CNY CHINA MERCHANTS BK 'A' CNY1	5,026,346.00	9,930,671.89	6.89
CNY CHINA RAILWAY CONS 'A' CNY1	4,700,649.00	6,454,971.35	4.48
CNY CHINA RAILWAY GROU 'A' CNY1	4,325,562.00	3,264,097.68	2.27
CNY CHINA VANKE CO 'A' CNY1	6,250,657.00	6,435,306.41	4.47
CNY CHINA YANGTZE POWE 'A' CNY1	3,772,300.00	8,081,923.80	5.61
CNY CITIC SECURITIES 'A' CNY1	1,480,668.00	4,713,972.26	3.27
CNY DAQIN RAILWAY CO 'A' CNY1	1,941,975.00	2,405,458.94	1.67
CNY GEMDALE CORP 'A' CNY1	3,016,007.00	3,382,973.63	2.35
CNY GREE ELEC APPLICAN 'A' CNY1	1,209,276.00	3,151,403.67	2.19
HKD HAINAN MEILAN INTL 'H' CNY1	1,421,000.00	546,020.49	0.38
CNY HUAFU INDUSTRIAL S 'A' CNY1	2,259,250.00	3,905,284.44	2.71
CNY KWEIFCHOW MOUTAI CO LTD-A	501,901.00	7,574,756.24	5.26
CNY LUZHOU LAO JIAO CO 'A' CNY1	1,511,556.00	4,129,257.98	2.87
CNY MAYINGLONG PHARMACEUTICAL GROUP STOCK CO LTD P 'A' CNY1	1,015,565.00	3,579,279.98	2.49
CNY NANJING CHIXIA DEV 'A' CNY1	2,189,200.00	1,146,144.49	0.80
CNY PING AN INSURANCE 'A' CNY1	1,245,990.00	5,258,741.06	3.65
CNY QINGHAI SALT LAKE 'A' CNY1	803,405.00	4,626,804.46	3.21
CNY S/INTL AIRPORT 'A' CNY1	1,739,200.00	3,214,900.26	2.23
CNY S/PUDONG DEV BANK 'A' CNY1	1,855,221.00	4,528,171.76	3.14
CNY SHANDONG DONG-E 'A' CNY1	702,177.00	1,515,667.23	1.05
CNY SHANXI LANHUA SCI-'A' CNY1	1,113,140.00	2,772,268.82	1.93
CNY SHENZHEN DEVELOPMENT BANK LTD-A	5,177,156.00	8,812,824.77	6.12
CNY SHNAIRPORT 'A' CNY1	3,605,328.00	3,063,316.13	2.13
CNY SHN ZHENYE GROUP 'A' CNY1	2,084,264.00	1,670,337.34	1.16
CNY SUNING APPLIANCE C 'A' CNY1	2,343,708.00	5,384,564.59	3.74
CNY TANGSHAN IRON & ST 'A' CNY1	2,089,760.00	1,274,392.98	0.89
CNY TIANJIN PORT (GRP) 'A' CNY1	1,633,207.00	2,414,700.61	1.68
CNY WUHAN ZHONGBAI GRP 'A' CNY1	1,916,980.00	2,310,019.77	1.60
CNY YANTAI WAN HUA POL 'A' CNY1	1,056,680.00	2,110,887.51	1.47
CNY ZHEJIANG XINAN CHE 'A' CNY1	809,579.00	4,695,510.84	3.26
CNY ZHENGZHOU YUTONG C 'A' CNY1	2,174,110.00	3,182,632.51	2.21
中国合計		139,204,373.75	96.68
香港			
HKD CHINA MENGNIU DAIR HKD0.1	990,000.00	1,327,599.66	0.92
香港合計		1,327,599.66	0.92
無記名株式合計		140,531,973.41	97.60
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		140,531,973.41	97.60
投資有価証券合計		140,531,973.41	97.60
銀行預金、要求払い預金および貯蓄預金ならびにその他の流動資産		19,930,356.20	13.84
当座借越およびその他の短期債務		- 13,645,000.24	- 9.48
その他の資産および負債		- 2,825,881.14	- 1.96
純資産合計		143,991,448.23	100.00



## ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、前中間計算期間（平成21年5月8日から平成21年11月7日まで）および当中間計算期間（平成22年5月8日から平成22年11月7日まで）について「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間計算期間（平成21年5月8日から平成21年11月7日まで）の中間財務諸表については、あらた監査法人により中間監査を受けており、当中間計算期間（平成22年5月8日から平成22年11月7日まで）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表  
 【UBS中国株式ファンド】  
 (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前中間計算期間末 (平成21年11月7日現在)	当中間計算期間末 (平成22年11月7日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	467,290,562	339,279,960
親投資信託受益証券	59,835,569,380	51,883,387,926
未収入金	-	250,000,000
未収利息	640	650
流動資産合計	60,302,860,582	52,472,668,536
資産合計	60,302,860,582	52,472,668,536
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	148,206,351	192,280,890
未払受託者報酬	6,625,826	5,886,270
未払委託者報酬	587,288,611	521,737,061
その他未払費用	3,425,824	3,124,778
流動負債合計	745,546,612	723,028,999
負債合計	745,546,612	723,028,999
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	73,244,914,106	59,826,176,186
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	13,687,600,136	8,076,536,649
(分配準備積立金)	73,013	352,383
元本等合計	59,557,313,970	51,749,639,537
純資産合計	59,557,313,970	51,749,639,537
負債純資産合計	60,302,860,582	52,472,668,536

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間	当中間計算期間
	自 平成21年 5月 8日 至 平成21年11月 7日	自 平成22年 5月 8日 至 平成22年11月 7日
<b>営業収益</b>		
受取利息	162,144	108,448
有価証券売買等損益	9,788,296,152	6,058,485,151
営業収益合計	9,788,458,296	6,058,593,599
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	6,625,826	5,886,270
委託者報酬	587,288,611	521,737,061
その他費用	3,425,824	3,124,778
営業費用合計	597,340,261	530,748,109
営業利益又は営業損失( )	9,191,118,035	5,527,845,490
経常利益又は経常損失( )	9,191,118,035	5,527,845,490
中間純利益又は中間純損失( )	9,191,118,035	5,527,845,490
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	330,830,527	187,365,251
期首剰余金又は期首欠損金( )	22,917,713,333	15,370,051,741
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,249,057,543	1,977,415,971
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,249,057,543	1,977,415,971
剰余金減少額又は欠損金増加額	879,231,854	24,381,118
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	879,231,854	24,381,118
中間剰余金又は中間欠損金( )	13,687,600,136	8,076,536,649

## (3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前中間計算期間 自 平成21年 5月 8日 至 平成21年11月 7日	当中間計算期間 自 平成22年 5月 8日 至 平成22年11月 7日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で 評価しております。時価評価 にあたっては、親投資信託受 益証券の基準価額に基づいて 評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前中間計算期間末 (平成21年11月7日現在)	当中間計算期間末 (平成22年11月7日現在)
1. 期首元本額	73,847,069,250円	68,527,501,614円
期中追加設定元本額	3,442,105,824円	115,432,246円
期中解約元本額	4,044,260,968円	8,816,757,674円
2. 中間計算期間末日における受益 権の総数	73,244,914,106口	59,826,176,186口
3. 元本の欠損	中間貸借対照表上の総資産額 が元本総額を下回っており、 その差額は13,687,600,136円 であります。	中間貸借対照表上の総資産額 が元本総額を下回っており、 その差額は8,076,536,649円 であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間（自 平成21年5月8日 至 平成21年11月7日）

該当事項はありません。

当中間計算期間（自 平成22年5月8日 至 平成22年11月7日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末（平成22年11月7日現在）

## 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との  
差額はありません。

## 2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、  
帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) 有価証券

売買目的有価証券

重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載して  
おります。

## (3) デリバティブ取引

該当事項はありません。

## 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

前中間計算期間末（平成21年11月7日現在）

該当事項はありません。

当中間計算期間末（平成22年11月7日現在）

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

前中間計算期間末（平成21年11月7日現在）

該当事項はありません。

当中間計算期間末（平成22年11月7日現在）

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

前中間計算期間（自 平成21年5月8日 至 平成21年11月7日）

該当事項はありません。

当中間計算期間（自 平成22年5月8日 至 平成22年11月7日）

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

前中間計算期間末 (平成21年11月7日現在)	当中間計算期間末 (平成22年11月7日現在)
1口当たり純資産額 0.8131円 (1万口当たり純資産額8,131円)	1口当たり純資産額 0.8650円 (1万口当たり純資産額 8,650円)

## (参考情報)

当ファンドは、「UBS中国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下のとおりです。

「UBS中国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

UBS中国株式マザーファンド

## (1)貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	平成21年11月7日現在	平成22年11月7日現在
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		292,919	411,576
コ・ル・ロ・ン		235,071,742	235,078,208
投資信託受益証券		49,670,203,748	41,781,524,016
投資証券		9,927,541,980	9,864,828,000
未収入金		-	250,000,000
未収利息		322	450
流動資産合計		59,833,110,711	52,131,842,250
資産合計		59,833,110,711	52,131,842,250
負債の部			
流動負債			
未払解約金		-	250,000,000
流動負債合計		-	250,000,000
負債合計		-	250,000,000
純資産の部			
元本等			
元本		64,989,214,055	52,018,636,381
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		5,156,103,344	136,794,131
元本等合計		59,833,110,711	51,881,842,250
純資産合計		59,833,110,711	51,881,842,250
負債純資産合計		59,833,110,711	52,131,842,250

## (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	自 平成21年 5月 8日 至 平成21年11月 7日	自 平成22年 5月 8日 至 平成22年11月 7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信 託受益証券の基準価額で評価 しております。	投資信託受益証券、投資証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び 評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時 価で評価しております。時価評 価にあたっては、原則として、 わが国における計算期間末日 の対顧客先物売買相場の仲値 によって計算しております。	-

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準  外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準  同左</p>
----------------------------	---	----------------------------

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	平成21年11月7日現在	平成22年11月7日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	64,982,860,216円	59,355,129,602円
期中追加設定元本額	1,122,744,443円	- 円
期中解約元本額	1,116,390,604円	7,336,493,221円
同中間期末における元本の内訳 U B S 中国株式ファンド	64,989,214,055円	52,018,636,381円
合計	64,989,214,055円	52,018,636,381円
2. 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	64,989,214,055口	52,018,636,381口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,156,103,344円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は136,794,131円です。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

(平成22年11月7日現在)

## 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

## 2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) 有価証券

売買目的有価証券

重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

## (3) デリバティブ取引

該当事項はありません。

## 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

(平成21年11月7日現在)

該当事項はありません。

(平成22年11月7日現在)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成21年11月7日現在)

該当事項はありません。

(平成22年11月7日現在)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

(自平成21年5月8日 至 平成21年11月7日)

該当事項はありません。

(自平成22年5月8日 至 平成22年11月7日)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

平成21年11月7日現在	平成22年11月7日現在
1口当たり純資産額 0.9207円 (1万口当たり純資産額9,207円)	1口当たり純資産額 0.9974円 (1万口当たり純資産額 9,974円)



## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】（2010年12月30日現在）

## 「UBS中国株式ファンド」

資産総額	46,482,672,953 円
負債総額	712,196,492 円
純資産総額（ - ）	45,770,476,461 円
発行済口数	57,132,278,691 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8011 円

## （参考）「UBS中国株式マザ - ファンド」

資産総額	45,615,495,939 円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	45,615,495,939 円
発行済口数	49,224,302,324 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9267 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 名義書換の手続等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、委託会社は当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

## (2) 受益者名簿

作成しません。

## (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

## (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等に

において、委託会社が必要と認めたとときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】（平成22年12月末日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- e 会社の機構

##### 経営体制

##### （取締役会）

当会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手續を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

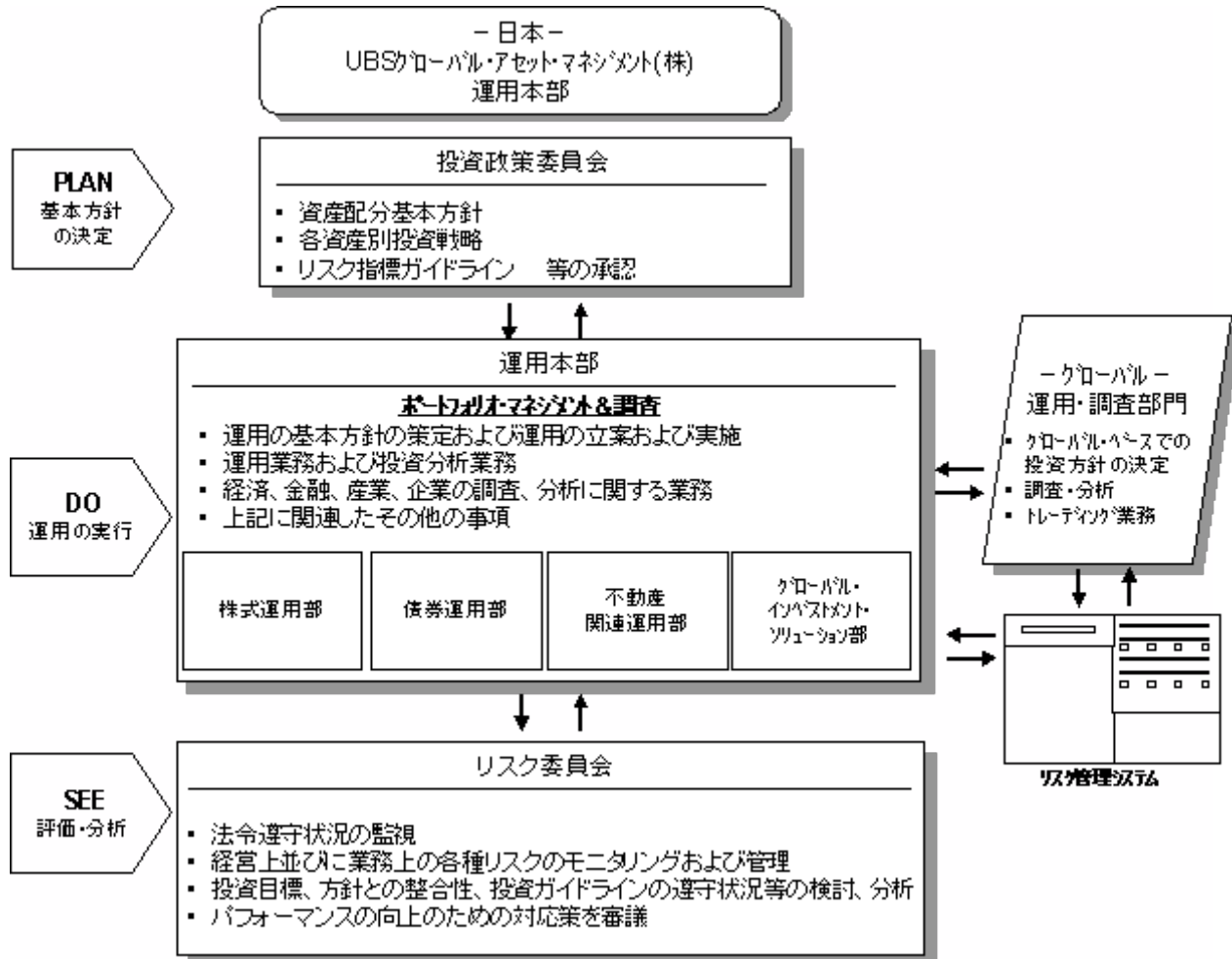
##### （代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、各自会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

## 投資運用の意思決定機構



(平成22年12月末日現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種・第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成22年12月末日現在、以下のとおりです。

			ファンド本数 (本)	純資産総額 (百万円)
公募			52	670,709
	株式投資信託		52	670,709
		単位型	3	20,306
		追加型	49	650,403
	公社債投資信託		0	0
		単位型	0	0
追加型		0	0	
私募			56	215,549
合計			108	886,258

## 3【委託会社等の経理状況】

## 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

## 2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1.財務諸表

## (1)【貸借対照表】

期別	注記 番号	第14期 （平成21年3月31日）		第15期 （平成22年3月31日）	
		内訳	金額 （千円）	内訳	金額 （千円）
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金	*1		3,373,821		3,380,053
未収入金	*1		15,176		30,126
未収委託者報酬			1,767,269		2,174,170
未収投資顧問料	*1		608,448		-
未収運用受託報酬	*1		-		485,009
その他未収収益	*1		206,272		269,347
繰延税金資産			43,900		69,900
その他			88,138		68,837
流動資産計			6,103,025		6,477,444
固定資産					
投資その他の資産			615,200		565,800
繰延税金資産		570,200		520,800	
ゴルフ会員権		45,000		45,000	
固定資産計			615,200		565,800
資産合計			6,718,225		7,043,244

期別		第14期 (平成21年3月31日)		第15期 (平成22年3月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
科目	注記 番号				
(負債の部)					
流動負債					
預り金	*1		28,762		278,848
未払金	*1		30,049		12,677
未払費用	*1		1,521,365		1,759,494
未払消費税			68		14,357
未払法人税等			148,574		471,175
その他			6,570		5,500
流動負債計			1,735,390		2,542,052
固定負債					
退職給与引当金			26,971		-
退職給付引当金			183,522		204,377
固定負債計			210,493		204,377
負債合計			1,945,884		2,746,429
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			2,572,341		2,096,814
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		2,022,341		1,546,814	
繰越利益剰余金		2,022,341		1,546,814	
純資産合計			4,772,341		4,296,814
負債・純資産合計			6,718,225		7,043,244

## (2) 【損益計算書】

期 別	注記 番号	第14期 〔自平成20年4月1日 至平成21年3月31日〕		第15期 〔自平成21年4月1日 至平成22年3月31日〕	
		内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		9,057,395		9,302,136	
投資顧問料	*1	3,365,802		-	
運用受託報酬	*1	-		2,049,201	
その他営業収益	*1	832,688		871,518	
営業収益計			13,255,886		12,222,856
営業費用					
支払手数料			4,208,023		4,535,303
広告宣伝費			236,082		146,779
調査費			97,903		71,113
営業雑経費			56,556		45,809
通信費		6,613		4,598	
印刷費		2,689		2,623	
協会の他		16,219		18,749	
その他	*1	31,034		19,838	
営業費用計			4,598,564		4,799,006
一般管理費					
給料			2,382,715		2,093,349
役員報酬		180,906		130,672	
給料・手当	*1	1,487,963		1,431,693	
賞与	*1	713,845		530,984	
退職給与引当金繰入			26,971		-
交際費			9,940		19,539
旅費交通費			49,873		41,567
租税公課			40,103		32,801
不動産賃借料			216,739		247,514
退職給付費用			307,721		200,576
事務委託費	*1		2,121,731		1,980,928
諸経費			70,615		52,699
一般管理費計			5,226,411		4,668,977
営業利益			3,430,910		2,754,872
営業外収益					
受取利息		5,697		756	
為替差益		65,365		-	
雑収入		1		-	
営業外収益計			71,064		756
営業外費用					
為替差損			-	5,406	
営業外費用計			-		5,406
経常利益			3,501,974		2,750,222
税引前当期純利益			3,501,974		2,750,222
法人税、住民税及び事業税			1,449,232		1,180,589
法人税等調整額			30,400		23,400
当期純利益			2,022,341		1,546,232



## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

株主資本		第14期		第15期	
		自平成20年4月1日 至平成21年3月31日		自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	
資本金	前期末残高	2,200,000		2,200,000	
	当期変動額	-		-	
	当期末残高	2,200,000		2,200,000	
利益剰余金					
利益準備金	前期末残高	550,000		550,000	
	当期変動額	-		-	
	当期末残高	550,000		550,000	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金	前期末残高	3,760,517		2,022,341	
	当期変動額	剰余金の配当 当期純利益		△ 3,760,516 2,022,341	
	当期末残高	2,022,341		1,546,814	
利益剰余金合計	前期末残高	4,310,517		2,572,341	
	当期変動額	△ 1,738,175		△ 475,527	
	当期末残高	2,572,341		2,096,814	
株主資本合計	前期末残高	6,510,517		4,772,341	
	当期変動額	△ 1,738,175		△ 475,527	
	当期末残高	4,772,341		4,296,814	
純資産合計	前期末残高	6,510,517		4,772,341	
	当期変動額	△ 1,738,175		△ 475,527	
	当期末残高	4,772,341		4,296,814	

## 重要な会計方針

科目	期別 第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金 退職給付費用は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。</p> <p>(2) 退職給与引当金 平成21年1月1日付退職給付信託契約書に基づき、同1月9日に退職給与引当金の残高を三菱UFJ信託銀行へ信託財産として拠出したしました。また、退職給与規程に従い算出される退職給与見込額の変動により、当期末において発生していると認められる退職給与の見込額に基づく金額を計上しております。このうち、役員分は2,038千円であります。</p>	<p>(1) 退職給付引当金 退職給付費用は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。 退職給付債務のうち、役員分は6,193千円であります。</p>
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

## 会計方針の変更

第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号平成20年7月31日)に伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

## 表示方法の変更

第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
営業費用の調査費に掲記していたシステムサービス利用費につきましては、当事業年度よりその内容を考慮し、一般管理費の事務委託費に変更しております。	

## 追加情報

第14期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
<p>1. 未収委託者報酬及び未払費用の会計処理 未収委託者報酬及び未払費用は、従来、未払代行手数料を含まない額を資産及び負債に計上しておりましたが、当会計年度から、未払代行手数料を含んだ未収委託者報酬を資産計上するとともに、未払代行手数料を未払費用に計上する表示方法に変更いたしました。この結果、従来の方によった場合に比較して、未収委託者報酬及び未払費用は、865,370千円大きく計上されておりますが、当期純利益に対する影響はありません。</p> <p>2. 退職給付信託 平成21年1月1日付退職給付信託契約書に基づき、同1月9日に退職給与引当金の残高844,758千円と同額の現金を三菱UFJ信託銀行へ信託財産として拠出いたしました。当期純利益に対する影響はありません。</p> <p>3. 関連当事者の開示 当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。 なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。</p>	<p>1. 金融商品の時価開示 当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。</p>

## 注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第14期 (平成21年3月31日)	第15期 (平成22年3月31日)																										
<p>*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>預金</td><td style="text-align: right;">1,708,339千円</td></tr> <tr><td>未収入金</td><td style="text-align: right;">800千円</td></tr> <tr><td>未収投資顧問料</td><td style="text-align: right;">3,132千円</td></tr> <tr><td>その他未収収益</td><td style="text-align: right;">39,452千円</td></tr> <tr><td>未払金</td><td style="text-align: right;">1,232千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">22,833千円</td></tr> </table>	預金	1,708,339千円	未収入金	800千円	未収投資顧問料	3,132千円	その他未収収益	39,452千円	未払金	1,232千円	未払費用	22,833千円	<p>*1 関係会社に対する資産及び負債 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>現金・預金</td><td style="text-align: right;">221,451千円</td></tr> <tr><td>未収入金</td><td style="text-align: right;">253千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">3,242千円</td></tr> <tr><td>その他未収収益</td><td style="text-align: right;">52,054千円</td></tr> <tr><td>未払金</td><td style="text-align: right;">143千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">57,361千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td style="text-align: right;">64,031千円</td></tr> </table>	現金・預金	221,451千円	未収入金	253千円	未収運用受託報酬	3,242千円	その他未収収益	52,054千円	未払金	143千円	未払費用	57,361千円	預り金	64,031千円
預金	1,708,339千円																										
未収入金	800千円																										
未収投資顧問料	3,132千円																										
その他未収収益	39,452千円																										
未払金	1,232千円																										
未払費用	22,833千円																										
現金・預金	221,451千円																										
未収入金	253千円																										
未収運用受託報酬	3,242千円																										
その他未収収益	52,054千円																										
未払金	143千円																										
未払費用	57,361千円																										
預り金	64,031千円																										

(損益計算書関係)

第14期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)																						
<p>*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する取引額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>投資顧問料</td><td style="text-align: right;">122,668千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td style="text-align: right;">139,621千円</td></tr> <tr><td>事務委託費</td><td style="text-align: right;">128,711千円</td></tr> <tr><td>給料・手当</td><td style="text-align: right;">213,937千円</td></tr> <tr><td>営業雑経費 その他</td><td style="text-align: right;">20,555千円</td></tr> </table>	投資顧問料	122,668千円	その他営業収益	139,621千円	事務委託費	128,711千円	給料・手当	213,937千円	営業雑経費 その他	20,555千円	<p>*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する取引額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">3,934千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td style="text-align: right;">26,002千円</td></tr> <tr><td>事務委託費</td><td style="text-align: right;">60,681千円</td></tr> <tr><td>給料・手当</td><td style="text-align: right;">109,604千円</td></tr> <tr><td>賞 与</td><td style="text-align: right;">8,870千円</td></tr> <tr><td>営業雑経費 その他</td><td style="text-align: right;">14,591千円</td></tr> </table>	運用受託報酬	3,934千円	その他営業収益	26,002千円	事務委託費	60,681千円	給料・手当	109,604千円	賞 与	8,870千円	営業雑経費 その他	14,591千円
投資顧問料	122,668千円																						
その他営業収益	139,621千円																						
事務委託費	128,711千円																						
給料・手当	213,937千円																						
営業雑経費 その他	20,555千円																						
運用受託報酬	3,934千円																						
その他営業収益	26,002千円																						
事務委託費	60,681千円																						
給料・手当	109,604千円																						
賞 与	8,870千円																						
営業雑経費 その他	14,591千円																						

(株主資本等変動計算書関係)

第14期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月18日 定時株主総会	普通株式	3,760,516	174,098	平成20年3月31日	平成20年6月19日

## (2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第14期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,021,760	93,600	平成21年3月31日	第14期定時 株主総会の翌日

第15期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月18日 定時株主総会	普通株式	2,021,760	93,600	平成21年3月31日	平成21年6月19日

## (2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

次の通り、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第15期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,544,400	71,500	平成22年3月31日	第15期定時 株主総会の翌日

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

第14期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
-	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。 現在、金融機関及びその他からの借入はありません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。 未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。</p>

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

第14期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)																																																						
-	<p>平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">貸借対照表計上額</th> <th style="text-align: center;">時価</th> <th style="text-align: center;">差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金・預金</td> <td style="text-align: right;">3,380,053</td> <td style="text-align: right;">3,380,053</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収委託者報酬</td> <td style="text-align: right;">2,174,170</td> <td style="text-align: right;">2,174,170</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">485,009</td> <td style="text-align: right;">485,009</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>その他未収収益</td> <td style="text-align: right;">269,347</td> <td style="text-align: right;">269,347</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td style="text-align: right;">6,308,580</td> <td style="text-align: right;">6,308,580</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,759,494</td> <td style="text-align: right;">1,759,494</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未払法人税等</td> <td style="text-align: right;">471,175</td> <td style="text-align: right;">471,175</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td style="text-align: right;">2,230,669</td> <td style="text-align: right;">2,230,669</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 金融商品の時価の算定方法 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。</p> <p>(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1年以内</th> <th style="text-align: center;">1年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金・預金</td> <td style="text-align: right;">3,380,053</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収委託者報酬</td> <td style="text-align: right;">2,174,170</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">485,009</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>その他未収収益</td> <td style="text-align: right;">269,347</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">6,308,580</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額	時価	差額	現金・預金	3,380,053	3,380,053	-	未収委託者報酬	2,174,170	2,174,170	-	未収運用受託報酬	485,009	485,009	-	その他未収収益	269,347	269,347	-	資産計	6,308,580	6,308,580	-	未払費用	1,759,494	1,759,494	-	未払法人税等	471,175	471,175	-	負債計	2,230,669	2,230,669	-		1年以内	1年超	現金・預金	3,380,053	-	未収委託者報酬	2,174,170	-	未収運用受託報酬	485,009	-	その他未収収益	269,347	-	合計	6,308,580	-
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																				
現金・預金	3,380,053	3,380,053	-																																																				
未収委託者報酬	2,174,170	2,174,170	-																																																				
未収運用受託報酬	485,009	485,009	-																																																				
その他未収収益	269,347	269,347	-																																																				
資産計	6,308,580	6,308,580	-																																																				
未払費用	1,759,494	1,759,494	-																																																				
未払法人税等	471,175	471,175	-																																																				
負債計	2,230,669	2,230,669	-																																																				
	1年以内	1年超																																																					
現金・預金	3,380,053	-																																																					
未収委託者報酬	2,174,170	-																																																					
未収運用受託報酬	485,009	-																																																					
その他未収収益	269,347	-																																																					
合計	6,308,580	-																																																					

## （デリバティブ取引関係）

第14期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																																												
<p>1. 採用している制度の概要 当社は確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。当社の適格退職年金契約は当社と同一の親会社を持つ会社（3社）との共同結合契約であり年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">537,679千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>354,156千円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">183,522千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">103,931千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">7,475千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">2,527千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;"><u>120,270千円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">229,150千円</td> </tr> <tr> <td>(5) その他</td> <td style="text-align: right;"><u>78,570千円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">307,721千円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記(5) その他は、臨時に支払った割増退職金であります。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">0.58%</td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">支給倍率基準</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生時一括処理</td> </tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生時一括処理</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	537,679千円	(2) 年金資産	<u>354,156千円</u>	(3) 退職給付引当金	183,522千円	(1) 勤務費用	103,931千円	(2) 利息費用	7,475千円	(3) 期待運用収益	2,527千円	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>120,270千円</u>	退職給付費用	229,150千円	(5) その他	<u>78,570千円</u>	合計	307,721千円	(1) 割引率	1.5%	(2) 期待運用収益率	0.58%	(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理	(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理	<p>1. 採用している制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">641,851千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>437,743千円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">204,377千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">118,345千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">8,065千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">2,054千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;"><u>12,940千円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">137,297千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 特別退職金</td> <td style="text-align: right;"><u>63,279千円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">200,576千円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">0.58%</td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">支給倍率基準</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生時一括処理</td> </tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生時一括処理</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	641,851千円	(2) 年金資産	<u>437,743千円</u>	(3) 退職給付引当金	204,377千円	(1) 勤務費用	118,345千円	(2) 利息費用	8,065千円	(3) 期待運用収益	2,054千円	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>12,940千円</u>	退職給付費用	137,297千円	(5) 特別退職金	<u>63,279千円</u>	合計	200,576千円	(1) 割引率	1.5%	(2) 期待運用収益率	0.58%	(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理	(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理
(1) 退職給付債務	537,679千円																																																												
(2) 年金資産	<u>354,156千円</u>																																																												
(3) 退職給付引当金	183,522千円																																																												
(1) 勤務費用	103,931千円																																																												
(2) 利息費用	7,475千円																																																												
(3) 期待運用収益	2,527千円																																																												
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>120,270千円</u>																																																												
退職給付費用	229,150千円																																																												
(5) その他	<u>78,570千円</u>																																																												
合計	307,721千円																																																												
(1) 割引率	1.5%																																																												
(2) 期待運用収益率	0.58%																																																												
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準																																																												
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理																																																												
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理																																																												
(1) 退職給付債務	641,851千円																																																												
(2) 年金資産	<u>437,743千円</u>																																																												
(3) 退職給付引当金	204,377千円																																																												
(1) 勤務費用	118,345千円																																																												
(2) 利息費用	8,065千円																																																												
(3) 期待運用収益	2,054千円																																																												
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>12,940千円</u>																																																												
退職給付費用	137,297千円																																																												
(5) 特別退職金	<u>63,279千円</u>																																																												
合計	200,576千円																																																												
(1) 割引率	1.5%																																																												
(2) 期待運用収益率	0.58%																																																												
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準																																																												
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理																																																												
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理																																																												

## （税効果会計関係）

第14期 (平成21年3月31日)	第15期 (平成22年3月31日)																																																										
<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <table border="0"> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">28,490</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">2,450</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">10,470</td></tr> <tr><td>退職給与引当金</td><td style="text-align: right;">351,210</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">12,950</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">132,200</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">74,320</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2,010</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;"><u>614,100</u></td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 (単位：%)</p> <table border="0"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.65</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.70</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.10</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;"><u>42.25</u></td></tr> </table>	未払費用	28,490	未払事業所税	2,450	減価償却超過額	10,470	退職給与引当金	351,210	未払事業税	12,950	株式報酬費用	132,200	退職給付引当金	74,320	その他	2,010	評価性引当額	-	繰延税金資産合計	<u>614,100</u>	法定実効税率	40.65	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.70	その他	0.10	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>42.25</u>	<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <table border="0"> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">31,300</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">2,200</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">12,000</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">36,400</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">100,000</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">406,800</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2,000</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;"><u>590,700</u></td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 (単位：%)</p> <table border="0"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.65</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">2.46</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.67</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;"><u>43.78</u></td></tr> </table>	未払費用	31,300	未払事業所税	2,200	減価償却超過額	12,000	未払事業税	36,400	株式報酬費用	100,000	退職給付引当金	406,800	その他	2,000	評価性引当額	-	繰延税金資産合計	<u>590,700</u>	法定実効税率	40.65	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.46	その他	0.67	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>43.78</u>
未払費用	28,490																																																										
未払事業所税	2,450																																																										
減価償却超過額	10,470																																																										
退職給与引当金	351,210																																																										
未払事業税	12,950																																																										
株式報酬費用	132,200																																																										
退職給付引当金	74,320																																																										
その他	2,010																																																										
評価性引当額	-																																																										
繰延税金資産合計	<u>614,100</u>																																																										
法定実効税率	40.65																																																										
(調整)																																																											
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.70																																																										
その他	0.10																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>42.25</u>																																																										
未払費用	31,300																																																										
未払事業所税	2,200																																																										
減価償却超過額	12,000																																																										
未払事業税	36,400																																																										
株式報酬費用	100,000																																																										
退職給付引当金	406,800																																																										
その他	2,000																																																										
評価性引当額	-																																																										
繰延税金資産合計	<u>590,700</u>																																																										
法定実効税率	40.65																																																										
(調整)																																																											
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.46																																																										
その他	0.67																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>43.78</u>																																																										

## （関連当事者との取引）

第14期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

## （1）親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有者)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 (ロンドン証券取引 所他上場)	スイス・チューリッヒ	2,910,000,000円	銀行、証券 業務	(被所有者)100%	金銭の預入れ、 人件費の立書等	金銭の預入れ 増加 減少 投資顧問料他 投資顧問業務に關する 事務委託 人件費 経営指導料	8,840,192 8,151,232 282,289 128,711 213,937 20,555	預金 未収投資顧問料 その他未収収益 未払金 未払費用 未収入金	1,708,339 3,132 39,452 1,232 22,833 800

## 取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
  2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。
- 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有者)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 全 社 の 千 金 社 等	ユービーエス証券会社	東京都千代田 区大手町	800億円	証券業	なし	投資顧問業務 人件費、社会保 険料などの立替	投資顧問料 事務委託費等	3,953 294,431	未収投資顧問料 未収入金 未払金 未払費用	4,048 10,755 181 84,240
	ユービーエス・マネジメント・ サポート株式会社	東京都千代田 区大手町	2千万円	サービス業	なし	物品経費、事務 所賃借料などの 立替	物品経費、事務所賃 借料	202,151	未払費用	55,055
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミ ントン	1,283百万 米ドル	サービス業	なし	人件費の立替	人件費	174	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	89百万米ドル	投資顧問業	なし	人件費の立替	人件費	8,500	-	-
	UBS Fund Services(Cayman)	カマン	58百万米ドル	投資顧問業	なし	承業業務	その他営業収益	84,881	その他未収収益	9,218
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	投資顧問業	なし	投資顧問業務	投資顧問料	39,970	未収投資顧問料	13,44
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シ dney	8百万 オーストラリアドル	投資顧問業	なし	投資顧問業務及 び、それに關する 事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に關する 事務委託 人件費	415,890 38,299 79,127	その他未収収益 未払費用	29,322 8,232
	UBS Global Asset Management (HK) Ltd	香港	25百万香港ドル	投資顧問業	なし	投資顧問業務に 關する事務委託	投資顧問業務に關する 事務委託	905	未払費用	173
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	39百万 シンガポールドル	投資顧問業	なし	人件費の立替 投資顧問業務に 關する事務委託	人件費 投資顧問業務に關する 事務委託他	14,255 25,423	未収入金 未払費用	3,820 4,852
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	88百万 英国ポンド	投資顧問業	なし	投資顧問業務及 び、それに關する 事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に關する 事務委託	109,898 447,838	未収投資顧問料 その他未収収益 未払費用	59,113 9,108 204,819
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	85百万 英国ポンド	投資顧問業	なし	人件費の立替	人件費	15,019	-	-
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問業務及 び、それに關する 事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に關する 事務委託 人件費	81,983 139,014 37,981	その他未収収益 未払費用	28,999 48,291
	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ウィルミ ントン	10万米ドル	投資顧問業	なし	承業業務	その他営業収益	378,900	その他未収収益	131,902
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米ドル	投資顧問業	なし	承業業務	その他営業収益	112,087	その他未収収益	27,221
	UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブルグ	57百万 スイスフラン	投資顧問業	なし	投資顧問業務	投資顧問料他	54,872	未収投資顧問料	13,87
UBS Factual Asset Management S.A. DTVM	ブラジル・リオ デジャネイロ	27百万 ブラジルリアル	投資顧問業	なし	投資顧問業務	投資顧問業務に關する 事務委託	788,087	未払費用	180,803	

## 取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。  
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。



第15期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

## (1) 親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有者)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービーエスエイ・シー (ロンドン証券取引 所地上場)	スイス・チューリッヒ	3.3億スイスフラン	銀行、証券 業務	(被所有者)100%	金銭の預入れ、 通用受託業務及び それに関する 事務委託等、人 件費	金銭の預入れ 増加 減少 通用受託報酬他 通用受託業務に關 する事務委託 人件費 賞与 経営指導料	2,924,077 4,410,965 29,938 80,881 109,804 8,870 14,591	預金 未収入金 未収通用受託報酬 その他未収収益 未払金 未払費用 預り金	221,451 253 3,242 52,054 143 57,381 84,031

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有者)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親	ユービーエス証券会社	東京都千代田 区大手町	800億円	証券業	なし	通用受託業務 人件費の立書 人件費、社会保 険料などの立書	通用受託報酬 人件費(受取) 物品経費、事務所賃 借料、社会保険料等	13,543 34,957 488,505	未収入金 未収通用受託報酬 未払金 未払費用	23,454 5,492 12,534 144,895
	UBS Securities LLC	米国・ワシントン	1,283百万 米ドル	サービス業	なし	人件費の立書	人件費	82	未払費用	2
子	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	89百万米ドル	資産運用業	なし	人件費の立書	人件費	4,235	-	-
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	通用受託業務	通用受託報酬	29,582	未収通用受託報酬	19,09
の	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シド ニー	8百万 オーストラリアドル	資産運用業	なし	通用受託業務及び それに関する 事務委託等 役員の兼任	その他営業収益 通用受託業務に關 する事務委託	177,388 151,800	その他未収収益 未払費用	249,75 573,12
	UBS Global Asset Management (HK) Ltd	香港	25百万香港ドル	資産運用業	なし	通用受託業務に 関する事務委託 役員の兼任	通用受託業務に關 する事務委託	421	-	-
千	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	39百万 シンガポールドル	資産運用業	なし	人件費の立書 通用受託業務に 関する事務委託 役員の兼任	人件費(受取) 通用受託業務に關 する事務委託他	24,834 28,951	未収入金 未払費用	1,713 7,748
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	93百万 英国ポンド	資産運用業	なし	通用受託業務及び それに関する 事務委託等	通用受託報酬他 通用受託業務に關 する事務委託	105,439 380,214	未収通用受託報酬 その他未収収益 未払費用	328,25 79,96 81,381
子	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	109百万 英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立書	人件費	8,813	未収入金	13,13
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米ドル	資産運用業	なし	通用受託業務及び それに関する 事務委託等	その他営業収益 通用受託業務に關 する事務委託 人件費	71,845 98,051 2,838	未収入金 その他未収収益 未払費用	307 492,77 27,418
の	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ワシントン	10万米ドル	資産運用業	なし	承業業務	その他営業収益	454,218	その他未収収益	115,721
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米ドル	資産運用業	なし	承業業務	その他営業収益	115,849	その他未収収益	19,381
社	UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブルグ	57百万 スイスフラン	資産運用業	なし	通用受託業務	通用受託報酬他	32,890	-	-

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。  
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## (1株当たり情報)

第14期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	220,941円75銭	1株当たり純資産額	198,926円60銭
1株当たり当期純利益	93,626円92銭	1株当たり当期純利益	71,584円85銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第14期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益(千円)	2,022,341	1,546,232
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,022,341	1,546,232
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

第14期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

## 委託会社等の経理状況

1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。  
また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## (1) 中間貸借対照表

期別		第16期 中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
<b>(資産の部)</b>			
流動資産			
現金・預金			2,876,432
未収入金			24,704
未収委託者報酬			1,420,667
未収運用受託報酬			623,020
その他未収収益			509,926
繰延税金資産			185,700
その他			108,529
流動資産計			5,748,982
固定資産			
投資その他の資産			554,700
繰延税金資産		509,700	
ゴルフ会員権		45,000	
固定資産計			554,700
資産合計			6,303,682

期別		第16期 中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
<b>(負債の部)</b>			
流動負債			
預り金			28,450
未払金			3,793
未払費用			1,389,027
未払消費税			43,786
未払法人税等			789,638
賞与引当金			250,000
その他			3,853
流動負債計			2,508,549
固定負債			
退職給付引当金			161,312
固定負債計			161,312
負債合計			2,669,861
<b>(純資産の部)</b>			
株主資本			
資本金			2,200,000
利益剰余金			1,433,821
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		883,821	
繰越利益剰余金		883,821	
純資産合計			3,633,821
負債・純資産合計			6,303,682

## (2) 中間損益計算書

期別	注記 番号	第16期 中間会計期間 〔自平成22年4月1日 至平成22年9月30日〕	
		内訳	金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬		4,813,519	
運用受託報酬		897,337	
その他営業収益		902,707	
営業収益計			6,613,563
営業費用			
支払手数料			2,361,100
広告宣伝費			60,888
調査費			38,279
営業雑経費			24,037
通信費		2,181	
印刷費		605	
協会の他		11,824	
その他		9,426	
営業費用計			2,484,305
一般管理費			
給料			1,300,951
役員報酬		137,200	
給料・手当		802,386	
賞与		361,364	
交際費			12,886
旅費交通費			31,336
租税公課			20,906
不動産賃借料			135,192
退職給付費用			80,272
事務委託費			996,313
諸経費			26,416
一般管理費計			2,604,276
営業利益			1,524,980
営業外収益			
受取利息		515	
為替差益		25,605	
雑収入		2,200	
営業外収益計			28,321
経常利益			1,553,302
税引前中間純利益			1,553,302
法人税、住民税及び事業税			776,595
法人税等調整額			104,700
中間純利益			881,406

## (3) 中間株主資本等変動計算書

株主資本		第16期 中間会計期間 〔自 平成22年 4月1日〕 〔至 平成22年9月30日〕
資 本 金	前 期 末 残 高	2,200,000
	当 中 間 期 変 動 額	-
	当 中 間 期 末 残 高	2,200,000
利 益 剰 余 金		
利 益 準 備 金	前 期 末 残 高	550,000
	当 中 間 期 変 動 額	-
	当 中 間 期 末 残 高	550,000
そ の 他 利 益 剰 余 金		
繰越利益剰余金	前 期 末 残 高	1,546,814
	当 中 間 期 変 動 額	剰余金の配当 △ 1,544,400 当 中 間 純 利 益 881,406
	当 中 間 期 末 残 高	883,821
利 益 剰 余 金 合 計	前 期 末 残 高	2,096,814
	当 中 間 期 変 動 額	△ 662,993
	当 中 間 期 末 残 高	1,433,821
株 主 資 本 合 計	前 期 末 残 高	4,296,814
	当 中 間 期 変 動 額	△ 662,993
	当 中 間 期 末 残 高	3,633,821
純 資 産 合 計	前 期 末 残 高	4,296,814
	当 中 間 期 変 動 額	△ 662,993
	当 中 間 期 末 残 高	3,633,821

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

科目	第16期 中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
1. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付費用は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。</p>
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。</p>

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

科目	第16期 中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
賞与引当金	<p>業績に連動して役員及び従業員に支給する賞与について、従来は支給時に費用処理をしておりましたが、過年度の支給実績等から将来支給額の合理的な見積もりが可能となり、賞与引当金の計上要件を満たすこととなったため、当中間会計期間より賞与引当金を計上しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ250,000千円減少しております。</p>

## 注 記 事 項

(中間株主資本等変動計算書関係)

第16期 中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)						
1. 発行済株式に関する事項						
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末		
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600		
2. 配当に関する事項 配当金支払額						
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,544,400	71,500	平成22年3月31日	平成22年6月29日

(金融商品関係)

第16期 中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)			
1. 金融商品の時価等に関する事項 平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。			
(単位: 千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	2,876,432	2,876,432	-
未収委託者報酬	1,420,667	1,420,667	-
未収運用受託報酬	623,020	623,020	-
その他未収収益	509,926	509,926	-
資 産 計	5,430,045	5,430,045	-
未払費用	1,389,027	1,389,027	-
未払法人税等	789,638	789,638	-
負 債 計	2,178,665	2,178,665	-
(注) 1. 金融商品の時価の算定方法 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。			



## (セグメント情報)

第16期 中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)		
1. セグメント情報 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。		
2. 関連情報		
(1) 製品及びサービスごとの情報 当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。		
(2) 地域に関する情報		
売上高		
本邦	本邦外	合計
828,939千円	971,104千円	1,800,044千円
(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。 なお、委託者報酬4,813,519千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。		
(3) 主要な顧客に関する情報		
相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	977,755千円	投資運用
(注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。 (*1) UBSグループは、UBS AG（本店：スイスのバーゼルおよびチューリッヒ）を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。		
(追加情報) 当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。		

## (1株当たり情報)

第16期 中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	
1株当たり純資産額	168,232円45銭
1株当たり中間純利益金額	40,805円85銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	881,406千円
普通株式に係る中間純利益	881,406千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の見積りの条件と異なる条件であって見積りの公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。 ) 又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ) と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成22年9月末現在)	事業の内容
住友信託銀行株式会社	342,000百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成22年4月1日現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

なお、受託会社は信託業務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託します。

## (2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

## (1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

## &lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成22年4月1日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### 第3【その他】

1. 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地およびロゴ・マークを表示し、ファンドの愛称、キャッチ・コピーおよび図案を採用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
2. 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載する場合があります。
3. 目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。
4. 以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を目論見書に記載することがあります。
  - ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  - ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
  - ・登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。
  - ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(販売会社は販売の窓口となります。)
  - ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様がおいます。
5. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
6. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
7. 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
8. 目論見書の表紙または表紙裏に以下の内容を記載することがあります。
  - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
  - ・目論見書の使用開始日
  - ・ファンドの信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月22日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS中国株式ファンドの平成21年5月8日から平成22年5月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS中国株式ファンドの平成22年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[ファンドの監査報告書2へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月28日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御 中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS中国株式ファンドの平成22年5月8日から平成22年11月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBS中国株式ファンドの平成22年11月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年5月8日から平成22年11月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月17日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士  
上野 佐和子 印指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士  
伊藤 志保 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[ファンドの監査報告書2へ](#) [委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月10日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野佐和子 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士

大畑 茂 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS中国株式ファンドの平成20年5月8日から平成21年5月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS中国株式ファンドの平成21年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[ファンドの監査報告書2へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月24日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

あらた監査法人  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS中国株式ファンドの平成21年5月8日から平成21年11月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBS中国株式ファンドの平成21年11月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年5月8日から平成21年11月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

山口 光 信 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

野 元 寿 文 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[ファンドの監査報告書2へ](#)